

第1部 海上災害対策

【主な実施機関：市町村、県(知事戦略局、危機管理部、環境管理課、保健福祉政策課、医療政策課、健康寿命推進課、薬務課、水産振興課、漁業管理調整課、生産基盤課、道路整備課、河川整備課、港湾政策課、病院局)、県警察、中国四国管区警察局四国警察支局、四国厚生支局、四国地方整備局、四国運輸局徳島運輸支局、徳島地方気象台、徳島海上保安部、自衛隊、NTT西日本(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)、日本赤十字社徳島県支部、日本放送協会徳島放送局、西日本高速道路(株)、本州四国連絡高速道路(株)、四国旅客鉄道(株)、日本通運(株)、福山通運(株)、佐川急便(株)、ヤマト運輸(株)、西濃運輸(株)、四国放送(株)、(一社)徳島新聞社、(株)エフエム徳島、(一社)徳島県医師会、阿佐海岸鉄道(株)、楽天モバイル(株)】

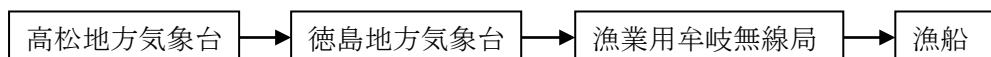
船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難の発生による多数の遭難者、行方不明者、死傷者等の発生又は船舶からの危険物等の大量流出等による著しい海洋汚染、火災、爆発等の発生といった海上災害に対する対策について定める。

第1章 災害予防

第1節 海上交通の安全のための情報の充実

第1 気象に関する情報等の伝達

海上予報・海上警報の伝達系統は次のとおりとする。



第2 船舶の航行に関する情報等

徳島海上保安部は、海図、水路書誌等水路図誌等に係る最新化に努めるものとする。

また、水路通報、航行警報、気象通報等船舶交通の安全に必要な情報の収集行い、沿岸域情報提供システム「海の安全情報」等により情報の提供を行う。

四国運輸局は、重大な事故の情報、過去の行政処分歴等を公表する。また、国による安全情報の拡充、旅客船事業者の安全性評価・認定制度等により、旅客船事業者に係る更なる安全情報の充実を図るものとする。

第2節 船舶の安全な運航の確保

第1 海上交通情報の提供等

徳島海上保安部は、港内、狭水道等船舶の輻輳する海域における海上交通情報の提供等の体制の整備に努める。

徳島海上保安部は、走錨等に起因する事故の可能性がある海上施設周辺海域等において、監視体制の強化を図るとともに、必要に応じて、巡視船艇による指導、船舶交通の規制を行うものとする。

第2 港湾施設の整備

四国地方整備局及び県は、走錨等に起因する事故の可能性がある海上施設周辺海域において、船舶の避難水域を確保するため、必要に応じて、防波堤の整備を行うものとする。

四国地方整備局及び県は、走錨等に起因する事故の可能性がある海上施設周辺海域に面する臨港道路において、船舶の走錨等による臨港道路の損壊を未然に防止するため、必要に応じて、防衝工を設置するものとする。

第3 旅客船の総合的な安全・安心対策の強化

四国運輸局は、事業許可時に安全性に関する審査を行うとともに、運航労務監理官による監査において、安全に係る法令等への遵守状況を確認し、悪質な事業者に対しては厳格な行政処分を実施する。また、旅客不定期航路事業許可の更新制、安全統括管理者・運航管理者に係る資格者制度・試験制度、船舶の使用停止命令制度の導入のほか、抜き打ち・リモートによる監査の実施、通報窓口の設置、指導事項の継続的なフォローアップなど監査の強化等により、旅客船事業の安全性の向上を図るものとする。

四国運輸局は、船員教育体制の一層の整備充実、海技資格制度を通じた船員の知識・能力の維持及び最新化により、船員の資質を確保し、航行の安全を図るものとする。また、事業用操縦免許について講習課程の拡充及び乗船履歴に応じた航行区域の限定を取り入れるとともに、海域の特性等に関する教育訓練の実施等により、小型旅客船に乗り組む船員の資質の向上を図るものとする。

第3節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

第1 情報の収集・連絡関係

1 情報の収集・連絡体制の整備

防災機関は、情報交換を行う連絡体制の整備に努めるとともに、徳島海上保安部は、航行船舶等からの情報など多様な災害関連情報等の収集を行う。

2 情報の分析整理

徳島海上保安部、県及び市町村は、必要に応じ専門家の意見を活用するなど、収集した情報を的確に分析整理するものとする。

第2 災害応急体制の整備関係

1 職員の体制

防災機関は、それぞれの機関において実情に応じ職員の非常参集体制の整備を図るものとする。

また、それぞれの機関の実情を踏まえ、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図るものとする。

第3 捜索、救助・救急、医療及び消火活動関係

1 捜索、救助・救急活動関係

徳島海上保安部は、捜索、救助・救急活動の体制を確立するとともに、関係資機材の整備に努めるものとする。

市町村は、救急車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努めるものとする。

県は、消防防災ヘリコプターを用いて行う救急・救助活動に必要な資機材の整備に努める。
警察本部は、捜索活動を実施するための、船舶、航空機等の整備に努めるものとする。

2 医療活動関係

県及び市町村は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品等の供給確保に努めるものとする。

徳島海上保安部、県及び市町村は、医療活動について、連絡体制の整備を図るとともに、相互に連携に努めるものとする。

3 消火活動関係

徳島海上保安部及び消防機関は、平時から連携を図り、消防体制の整備に努めるものとする。
市町村は、海水、河川水等を消防水利として活用するための施設の整備を図るものとする。

第4 緊急輸送活動関係

警察本部、県及び市町村は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について、災害時の道路交通管理体制の整備に努めるものとする。

警察本部は、発災後において交通規制が実施された場合の車両の運転者の義務等について周知を図るものとする。

第5 危険物等の大量流出時における防除活動関係

1 徳島海上保安部、県及び市町村等は、危険物等が大量流出した場合に備えて、防除活動及び避難誘導活動を行うための体制の整備に努めるものとする。

また、危険物等が大量流出した場合に備えて、オイルフェンス等防除資機材及び避難誘導に必要な資機材の整備を図るものとする。

徳島海上保安部、県及び市町村等は、必要となる防除資機材の関係機関ごとの保有状況を把握し、災害発生時には必要に応じて応援を求められることができる体制を整備するものとする。

油等を輸送する船舶の船舶所有者は、油等が大量流出した場合に備えて、防除のための必要な資機材等を船舶内等に確保するものとする。

四国運輸局は、船舶からの危険物等の流出による海洋汚染を防止するため、技術の進展や事故の傾向等を踏まえ、船舶の構造、設備等の技術基準の整備、見直しを随時行う。また、船舶検査を通じて、基準不適合船舶の排除を行うものとする。

石油事業者団体は、油が大量流出した場合に備えて、油防除資機材の整備を図るものとする。

2 排出油等災害への対応

(1) 徳島県沿岸海域において大量の油又は有害液体物質が排出した場合の防除活動に必要な事項を協議し、事故に関する情報を共有しつつ、会員がそれぞれの立場で行う防除活動の調整を実施し、もって排出された油又は有害液体物質による被害の局限化を図ることを目的に次の業務を行う「徳島県排出油等防除協議会」（以下「協議会」という。）を設立している。

ア 排出油等の防除計画の策定

(ア) 情報の共有化

(イ) 人員、船艇及び防除資機材等の動員に関する調整

(ウ) 出動船艇相互間の通信連絡

(エ) その他必要事項

イ 排出油等の防除に必要な設備及び防除資機材等の整備の推進

ウ 排出油等の防除活動の連携の推進

エ 排出油等の防除に関する技術の調査及び研究

オ 排出油等の防除に関する研修及び訓練の実施

カ その他排出油等の防除に関する重要事項の協議

キ その他排出油等の防除に必要な事項

(2) 情報提供

会長（徳島海上保安部長）は、大量の油又は有害液体物質の排出があったとき、もしくはそのおそれがあるときは、別に定める連絡系統により会員に対し、速やかに事故に関する情報を提供するものとする。

(3) 防除活動等

会員は、それぞれの立場に応じて、事前に調整された排出油等の防除活動、二次災害防止等の対策を実施するものとする。

〔資料編〕

徳島県排出油等防除協議会会則

徳島県排出油等防除協議会運営要領

徳島県排出油等防除協議会地区協議会細則

徳島県排出油等防除協議会各地区排出油防除計画

第6 関係者等への的確な情報伝達活動関係

徳島海上保安部、県及び市町村は、発災後の経過に応じて関係者等に提供すべき情報について整理しておくものとする。

県及び市町村等は、家族等からの問い合わせ等に対応する体制についてあらかじめ計画しておくものとする。

第7 防災機関等の防災訓練の実施

徳島海上保安部、消防機関及び警察機関は、大規模海難や危険物等の大量流出を想定し、関係機関等と相互に連携を図り、より実践的な訓練を実施するものとする。また、訓練を行うに当たっては、海上事故及び被害の想定を明らかにするとともに実施時間を工夫する等様々な条件を設定するなど実践的なものとなるよう工夫するとともに、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うよう努める。

石油事業者団体は、油流出事故に対応するため、積極的に油防除訓練を行うものとする。

第8 災害復旧への備え

港湾管理者等は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備

大規模事故等災害対策編

しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努めるものとする。

第4節 海上防災思想の普及

徳島海上保安部は、海事関係者に対する海難防止、海上災害防止に係る講習会等の開催、訪船指導等により海上災害防止思想の普及、高揚に努める。

第5節 海上交通環境の整備

港湾管理者等は、防波堤、航路等の整備により、海上交通の安全性の向上に努める。

徳島海上保安部は航路標識の整備・老朽化対策を行うものとする。

第6節 防災知識の普及等

徳島海上保安部及び港湾管理者等は、港湾の状況、防災のために使用する船舶、資機材、輸送施設等に関する資料等の収集、整理に努めるものとする。

徳島海上保安部、県及び市町村等は、職員の専門的な知識の習得や防災意識の高揚のため、研修等に努めるものとする。

第2章 災害応急対策

第1節 発災直後の情報収集・連絡及び通信の確保

第1 災害情報の収集・連絡

1 海上事故情報等の連絡

大規模な海上事故が発生した場合又は発生する恐れがある場合、関係事業者等は速やかに徳島海上保安部へ連絡するものとする。

徳島海上保安部は、関係機関等に事故情報の連絡を行う。

県は、徳島海上保安部から受けた情報を関係市町村、防災機関等へ連絡する。

2 大規模な海上事故発生直後の被害の第1次情報等の収集・連絡

関係事業者等は被害状況を徳島海上保安部へ連絡するものとする。

市町村は、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。

県は、市町村等から情報を収集するとともに、自らも必要な被害規模に関する概括的な情報を把握し、これらの情報を消防庁に報告するとともに必要に応じ関係省庁に連絡する。

また、警察本部は、被害に関する情報を把握し、これを警察庁に報告する。

3 一般被害情報等の収集・連絡

関係事業者等は、被害状況を徳島海上保安部に連絡する。

県は、被害の情報を収集し、これを必要に応じ消防庁及び関係省庁に連絡する。

4 応急対策活動情報の連絡

関係事業者等は、徳島海上保安部に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡する。

市町村は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

また、県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を市町村に連絡する。

防災機関は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に緊密な情報交換を行うものとする。

第2 流出油災害発生時の情報収集・連絡

流出油災害が発生し、又は発生する恐れがある場合の情報収集・連絡は、「徳島県排出油等防除協議会情報伝達図」によるものとする。

〔資料編〕 徳島県排出油等防除協議会情報伝達図

第2節 活動体制の確立

第1 関係事業者等の活動体制

発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立等必要な体制をとるものとする。

第2 徳島海上保安部、県及び市町村の活動体制

徳島海上保安部、県及び市町村は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるものとする。

第3 広域的な応援体制

県及び市町村等は、被害の規模に応じて、他の地方公共団体に応援を求めるものとする。また、大規模な海上事故の発生を覚知した時は、発災地以外の市町村は、あらかじめ関係地方公共団体により締結された広域応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整えるものとする。

徳島県排出油等防除協議会は、流出油災害発生時に、被害の規模等に応じて、隣接県に設置された排出油等防除協議会との応援体制を整えるものとする。

第4 自衛隊の災害派遣

第五管区海上保安本部長等法令で定める者は、海上事故の規模や収集した被害情報から判断し、必要があれば直ちに自衛隊の派遣要請を行うものとする。

第3節 捜索、救助・救急及び消火活動

第1 捜索、救助・救急活動

1 徳島海上保安部、消防機関、警察本部は、多様な手段を活用し、相互に連携して捜索を実施するものとする。

2 事故の発生した関係事業者は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努めるとともに、救助・救急活動を実施する各機関に可能な限り協力するよう努めるものとする。

3 徳島海上保安部は、被災者の救助・救急活動を行うものとし、必要に応じて民間団体等と連携するものとする。

また、要請に基づき、船艇により、医療機関関係者等の緊急輸送を行うものとする。

4 警察本部は、海上災害が発生して多数の遭難者、行方不明者、死傷者等が生じた場合には、警察

用航空機、警察用船舶等を活用し、迅速な捜索活動及び救出・救助活動を実施するものとする。

第2 消火活動

- 1 関係事業者は、速やかに火災の発生状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。
- 2 徳島海上保安部又は消防機関は、船舶の火災を知った場合は、速やかに火災発生状況を把握し、迅速に消火活動を行うとともに、相互に直ちにその旨を通報し、連携を図るものとする。
- 3 消防機関は、速やかに沿岸部等の火災の発生状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。
- 4 発災現場以外の市町村は、発災現場の市町村からの要請又は相互応援協定に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努めるものとする。

第4節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

第1 交通の確保・緊急輸送活動の基本方針

交通の確保・緊急輸送活動については、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制、応急復旧、輸送活動を行うものとする。

第2 交通の確保

徳島海上保安部は、緊急輸送を円滑に行うため、必要に応じて船舶交通を制限し又は禁止するものとする。また、傷病者、医師、避難者等又は救援物資等の緊急輸送について、必要に応じ、又は要請に基づき、迅速かつ積極的に実施するものとする。

警察本部は、緊急輸送を確保するため、必要に応じて、一般車両の通行を禁止するなど交通規制を行うものとする。また、交通規制に当たっては、警察機関、道路管理者は相互に密接な連絡をとるものとする。

第5節 危険物等の大量流出に対する応急対策

徳島海上保安部、県及び市町村等の関係防災機関は、危険物等の流出事故が発生した場合、海上での対策、海岸への漂着の防止、危険物等の回収処理等に関し、連携を密にし、必要な応急対策を実施するものとする。

第1 事故の原因者等による防除措置

海上事故により大量の油又は有害液体物質が排出された場合、事故の原因者等は、防除措置を講じるものとする。

第2 徳島海上保安部の措置

徳島海上保安部は、海上事故により危険物等が海上に流出した場合、応急的な防除活動を行い、航行船舶の避難誘導活動等必要な措置を講じるとともに、排出の原因者等が必要な措置を講じていない場合は、措置を講じるよう命ずるものとする。

また、原因者側の対応が不十分な時は、自ら防除を行う等被害を最小限に食い止めるための措置を講ずるものとする。

緊急に油の防除のための措置を講ずる必要がある場合において、排出の原因者等がその措置を講じ

ていないと認められるとき、又は排出の原因者等に措置を講じるよう命ずるいとまがないと認められるときは、海上災害防止センターに対し油の防除のための必要な措置を講ずることを指示するものとする。

第3 (一財) 海上災害防止センター

(一財) 海上災害防止センターは、海上保安庁長官の指示又は、事故の原因者等の委託により、油等の防除措置を行うものとする。

第4 消防機関、県警察

消防機関、県警察は、海上事故により危険物等が大量流出した場合、直ちに防除活動等を行うとともに、避難誘導活動を行うものとする。

第5 関係行政機関の長等に対する防除措置の要請

第五管区海上保安本部等は、排出の原因者等が必要な措置を講じていない場合又は、原因者等が講ずる措置のみによっては海洋の汚染を防止することが困難であると認めるときは、必要に応じ、四国地方整備局、県及び市町村等に対し、危険物等の除去等の必要な措置を講ずることを要請するものとする。

第6 四国地方整備局

四国地方整備局は、油流出事故が発生し管区海上保安部からの要請を受けて、油回収船を出動させ、防除活動を行うものとする。

第7 危険物等の海岸等への漂着への対処

関係防災機関は、徳島県排出油等防除協議会等において協議の上、危険物等の防除、環境モニタリング等必要な措置を講ずるものとする。

第6節 関係者等への的確な情報伝達活動

第1 海上災害情報の伝達

徳島海上保安部は、危険物等流出現場周辺海域における船舶の航行制限、禁止等の危険防止措置や海上災害についての情報を関係者に周知、指導するものとする。

第2 被災者の家族等への情報伝達活動

防災機関は、被災者の家族等のニーズを十分把握し、海上災害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。

防災機関は、情報の公表、広報活動の際、その内容について、相互に連絡をとりあうものとする。

第3 住民等への的確な情報の伝達

防災機関は、災害発生地住民等に対し、海上災害の状況、安否情報、道路施設等の復旧状況、ニーズに応じた情報を積極的に伝達するものとする。

防災機関は、情報の公表、広報活動の際、その内容について、相互に通知し情報交換を行うものとする。

第4 関係者等からの問い合わせに対する対応

防災機関は、必要に応じ、発災後速やかに関係者等からの問い合わせに対応する体制の整備に努めるものとする。

また、情報のニーズを見極め収集・整理を行うものとする。

第7節 二次災害の防止活動

徳島海上保安部は、海上災害により船舶交通に危険が生じ又は生じるおそれがあるときは、速やかに航行警報等必要な措置を講ずるとともに、必要に応じて船舶交通の整理、指導を行うものとする。また、災害の原因者である船舶の所有者等に対し、船舶の除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ、又は勧告するものとする。

第3章 災害復旧

港湾管理者等は、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災した公共施設の復旧事業を行うものとする。また、復旧に当たり、可能な限り復旧予定時期を明示するものとする。

徳島海上保安部は、災害の原因者である船舶の所有者等に対し、船舶の除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ、また勧告するものとする。

港湾管理者等は、復旧に当たり、環境に配慮しつつ、必要な措置を講ずるものとする。

第2部 航空災害対策

【主な実施機関：市町村、県(知事戦略局、危機管理部、観光企画課、観光誘客課、保健福祉政策課、医療政策課、健康寿命推進課、薬務課、水産振興課、漁業管理調整課、道路整備課、病院局)、県警察、中国四国管区警察局四国警察支局、四国厚生支局、四国地方整備局、四国運輸局徳島運輸支局、徳島空港事務所、徳島地方気象台、関西航空地方気象台、徳島海上保安部、自衛隊、NTT西日本(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)、日本赤十字社徳島県支部、日本放送協会徳島放送局、西日本高速道路(株)、本州四国連絡高速道路(株)、四国旅客鉄道(株)、日本通運(株)、福山通運(株)、佐川急便(株)、ヤマト運輸(株)、西濃運輸(株)、四国放送(株)、(一社)徳島新聞社、(株)エフエム徳島、(一社)徳島県医師会、阿佐海岸鉄道(株)、楽天モバイル(株)】

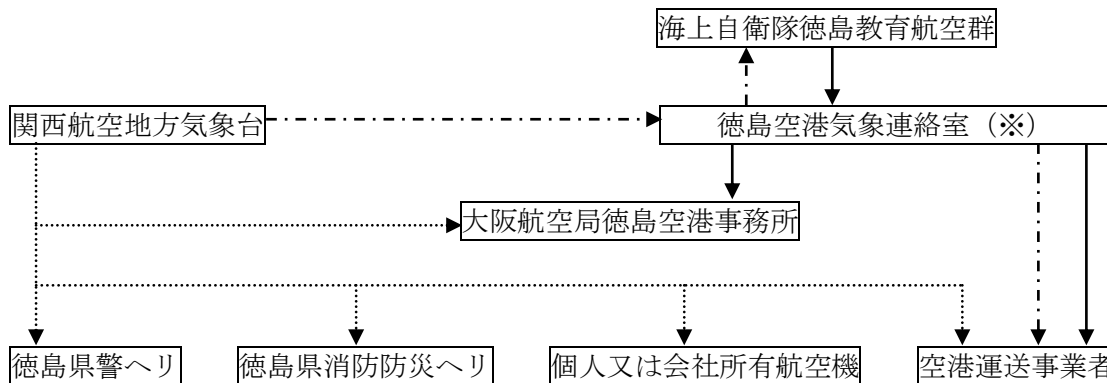
航空運送事業者の運航する航空機の墜落等の大規模な航空事故による多数の死傷者等の発生といった航空災害に対する対策について定める。

第1章 災害予防

第1節 航空交通の安全のための情報の充実

第1 気象に関する情報等の提供

気象観測資料・気象資料の伝達系統は次のとおりとする。



——▶ リアルタイム観測データ (徳島教育航空群観測)

- - - ▶ 航空気象情報等

.....▶ 気象状況の解説等

※徳島空港気象連絡室については、情報提供用機器のみ設置

第2 航空交通の安全のための情報の伝達

徳島空港事務所は、航空路誌、航空情報等により航空交通の安全確保に関する情報を適時・適切に提供するものとする。

大規模事故等災害対策編

航空運送事業者は、航空交通の安全に関する各種情報を様態、要因毎等に分類、整理し、事故予防のために活用し、必要な措置を講ずるものとする。

航空運送事業者は、分類整理した各種情報を事業者相互間において交換し、情報の活用を促進するものとする。

第2節 航空機の安全な運航の確保

徳島空港事務所は、航空運送事業者に対し、航空関係諸規則の遵守の徹底を指導するものとする。

第3節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

第1 情報の収集・連絡関係

1 情報の分析整理

徳島空港事務所、県及び市町村は、必要に応じ専門家の意見を活用するなど、収集した情報を的確に分析整理するものとする。

第2 災害応急体制の整備関係

1 職員の体制

防災機関及び航空運送事業者は、それぞれの機関において実情に応じ職員の非常参集体制の整備を図るものとする。

また、それぞれの機関の実情を踏まえ、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図るものとする。

第3 捜索、救助・救急活動関係

1 捜索活動関係

警察本部は、捜索活動を行うために有効な装備、資機材、車両等の整備に努めるものとする。

徳島海上保安部は、捜索活動を迅速かつ的確に実施するため、捜索活動に有効な資機材の整備を行うものとする。

2 消火救難及び救助・救急、消火活動関係

海上自衛隊徳島教育航空群、徳島空港事務所及び市町村は、救助工作車、救急車等の車両及び応急措置の実施に必要な救助用資機材の整備に努めるものとする。

海上自衛隊徳島教育航空群及び市町村は、消防ポンプ自動車等の消防用機械・資機材の整備促進に努めるものとする。

県は、消防防災ヘリコプターを用いて行う救急・救助活動に必要な資機材の整備に努める。

3 医療活動関係

徳島空港事務所、県及び市町村は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品等の供給確保に努めるものとする。

徳島空港事務所、県及び市町村は、医療活動について、連絡体制の整備を図るとともに、相互に連携に努めるものとする。

第4 緊急輸送活動関係

警察本部及び県、市町村は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について、災害時の道路交通管理体制の整備に努めるものとする。

警察本部は、発災後において交通規制が実施された場合の車両の運転者の義務等について周知を図るものとする。

第5 関係者等への的確な情報伝達活動関係

徳島空港事務所、県及び市町村は、発災後の経過に応じて関係者等に提供すべき情報について整理しておくものとする。

航空運送事業者、徳島空港事務所、県及び市町村は、家族等からの問い合わせ等に対応する体制についてあらかじめ計画しておくものとする。

第6 防災機関等の防災訓練の実施

1 防災訓練の実施

徳島空港事務所は、航空運送事業者、消防機関、警察機関等の防災機関と相互に連携した訓練を実施するよう努める。

2 実践的な訓練の実施と事後評価

徳島空港事務所等が訓練を行うに当たっては、航空事故及び被害の想定を明らかにするとともに実施時間を工夫する等様々な条件を設定するなど実践的なものとなるよう工夫し、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うこととする。

第2章 災害応急対策

第1節 発生直後の情報収集・連絡及び通信の確保

第1 災害情報の収集・連絡

徳島飛行場及び小松島飛行場周辺において航空事故災害等が発生した場合の情報伝達は、「徳島飛行場、小松島飛行場周辺における航空事故の連絡、調整体制に関する協定」によるものとする。

徳島空港事務所と徳島海上保安部、板野東部消防組合及び警察本部との航空機の搜索救難のための情報交換については、徳島空港事務所が各機関との間で申し合わせた「航空機の搜索救難のための情報交換に関する申し合わせ」によるものとする。

第2節 活動体制の確立

第1 防災機関の活動体制

1 航空運送事業者の活動体制

発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立等必要な体制をとるものとする。

2 徳島空港事務所、県及び市町村の活動体制

発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるものとする。

3 広域的な応援体制

県及び市町村等は、被害の規模に応じて、他の地方公共団体に応援を求めるものとする。また、大規模な航空事故の発生を覚知した時は、発災地以外の市町村は、あらかじめ関係地方公共団体により締結された広域応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整えるものとする。

第2 自衛隊の災害派遣

徳島空港事務所長等法令で定める者は、自衛隊の派遣要請の必要性を災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要があると認める場合は、要請を行うものとする。

航空事故災害における自衛隊の災害派遣は、「徳島飛行場における消火救難業務に関する協定(昭和54.10.1締結)」に基づく徳島空港長の要請によるものとする。

第3節 捜索、救助・救急、医療及び消火活動

第1 捜索、救助・救急及び消火活動

徳島海上保安部は、「航空機の捜索救難のための情報交換に関する申し合わせ(昭和50.5.15締結)」により適切な捜索救難措置を実施する。

板野東部消防組合は、「航空機の捜索救難のための情報交換に関する申し合わせ(昭和50.5.20締結)」により、適切な捜索救難措置を実施する。

警察本部は、「航空機の捜索救難のための情報交換に関する申し合わせ(昭和50.5.20締結)」により、適切な捜索救難措置を実施するほか、航空災害が発生した場合においては、事故発生地を管轄する警察署員、広域緊急援助隊員等を直ちに出勤させ、関係機関と緊密に連携し、乗客、乗務員等の救出・救助活動を迅速に行うものとする。

消防機関、県及び警察本部は、ヘリコプターなど多様な手段を活用し、相互に連携して捜索を実施するものとする。

鳴門市及び板野東部消防組合は、「徳島空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定(鳴門、昭和45.12.1締結、板野東部、昭和47.4.1締結)」に基づき応急対策に協力する。

第2 医療救護活動

1 徳島空港事務所

徳島空港事務所長は、「徳島空港医療救護に関する協定書」に基づき、地元医師会に医療救護活動を要請するものとする。また、地元医師会に要請後、速やかに一般社団法人徳島県医師会へ報告するものとする。

2 要請を受けた地元医師会は、あらかじめ編成してある救急隊各自で現場に赴き、医療救護活動を実施するものとする。

第4節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

第1 交通の確保・緊急輸送活動の基本方針

交通の確保・緊急輸送活動については、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制、応急復旧、輸送活動を行うものとする。

第2 交通の確保

県警察は、緊急輸送を確保するため、必要に応じて、一般車両の通行を禁止するなど交通規制を行うものとする。また、交通規制に当たっては、県警察、道路管理者は相互に密接な連絡をとるものとする。

第5節 関係者等への的確な情報伝達活動

第1 被災者の家族等への情報伝達活動

防災機関は、被災者の家族等のニーズを充分把握し、航空災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。

防災機関は、情報の公表、広報活動の際、その内容について、相互に連絡をとりあうものとする。

第2 住民等への的確な情報の伝達

防災機関は、災害発生地の住民等に対し、航空災害の状況、安否情報、道路施設等の復旧状況、ニーズに応じた情報を積極的に伝達するものとする。

防災機関は、情報の公表、広報活動の際、その内容について、相互に通知し情報交換を行うものとする。

第3 関係者等からの問い合わせに対する対応

防災機関は、必要に応じ、発災後速やかに関係者等からの問い合わせに対応する体制の整備に努めるものとする。

また、情報のニーズを見極め収集・整理を行うものとする。

第3部 鉄道災害対策

【主な実施機関：市町村、県(知事戦略局、危機管理部、交通政策課、保健福祉政策課、医療政策課、健康寿命推進課、薬務課、水産振興課、漁業管理調整課、道路整備課、都市計画課、病院局)、県警察、中国四国管区警察局四国警察支局、四国厚生支局、四国運輸局、四国運輸局徳島運輸支局、徳島地方气象台、徳島海上保安部、自衛隊、NTT西日本(株)、(株)NTTドコモ、日本赤十字社徳島県支部、日本放送協会徳島放送局、西日本高速道路(株)、本州四国連絡高速道路(株)、四国旅客鉄道(株)、日本通運(株)、福山通運(株)、佐川急便(株)、ヤマト運輸(株)、西濃運輸(株)、四国放送(株)、(一社)徳島新聞社、(株)エフエム徳島、(一社)徳島県医師会、阿佐海岸鉄道(株)、楽天モバイル(株)】

鉄道における列車の衝突等による多数の死傷者等の発生といった鉄道災害に対する対策について定める。

第1章 災害予防

第1節 鉄道交通の安全のための情報の充実

第1 鉄道事業者等の措置

- 1 鉄道事業者は、气象台による気象、地象、水象に関する情報を有効に活用する。また、鉄道施設等の異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るために、雨量計・風速計・地震計等観測設備を整備するとともに、列車無線・沿線電話等を利用して、情報収集・連絡体制の整備を図るものとする。
- 2 踏切道における自動車との衝突、置石等による列車脱線等の外部要因による事故を防止するためには、事故防止に関する知識を広く一般に普及する必要がある。このため、四国運輸局及び鉄道事業者は、全国交通安全運動及び踏切事故防止キャンペーン等の機会を捉えてポスターの掲示、チラシ類の配布等を行うよう努めるものとする。

第2節 鉄道の安全な運行の確保

1 施設・設備の保守・点検の実施

- (1) 鉄道事業者は、鉄道事故災害防止のため、日常線路等を巡視し、軌道、土木構造物、保安設備その他関係施設・設備の点検等を徒歩又は列車等により行い、鉄道全体の安全性・信頼性の維持、向上に努める。
- (2) 鉄道事業者は、植物等が鉄道施設に障害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある場合等には、所要の手続きを行った上で、伐採等を行うなど、鉄道の輸送の安全確保に努めるものとする。

2 教育・訓練の実施

鉄道事業者は、列車の安全確保のため必要な教育を徹底し、事故災害発生の防止に努める。また、事故災害の発生を想定した緊急対応訓練を定期的の実施し、その習熟に努める。

3 運転規制の実施

各種警報装置が動作したとき及び四国旅客鉄道株式会社にあつては保線区長、阿佐海岸鉄道株式会社にあつては施設課長が運転規制の必要があると認めたときは、鉄道の安全を確保するために、運転規制を実施する。

第3節 鉄道車両の安全性の確保

鉄道事業者は、車両の安全対策として自動列車停止装置(ATS)等列車の安全運行に関する設備の整備・改良を計画的に推進し、列車運行の安全性向上に努めるものとする。

また、鉄道車両は、法令等に基づき、定期的または必要に応じて点検・整備し、安全性・信頼性の維持に努めるものとする。

第4節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

第1 情報の収集・連絡関係

1 通信手段の確保

鉄道事業者は、気象台及び県、市町村との連絡を緊密に行い、予報及び警報等の情報収集に努めるものとする。

第2 災害応急体制の整備関係

1 職員の体制

鉄道事業者は、事故災害が発生したときの緊急召集が迅速に行えるよう、緊急連絡・召集体制の整備を図るものとする。

防災機関は、それぞれの機関において実情に応じ職員の非常参集体制の整備を図るものとする。

防災機関は、それぞれの機関の実情を踏まえ、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図るものとする。

第3 救助・救急、医療及び消火活動関係

1 救助・救急活動関係

鉄道事業者は、事故災害発生直後における旅客の避難等のための体制の整備に努めるとともに、消防機関との連携の強化に努めるものとする。

鉄道事業者は、事故災害が発生したときに備え、資機材等の整備、備蓄を図る。また、資機材等の調達体制を整備するものとする。

市町村は、救助工作車、救急車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用機材の整備に努めるものとする。

県は、消防防災ヘリコプターを用いて行う救急・救助活動に必要な資機材の整備に努める。

2 医療活動関係

県及び市町村は、負傷者が多数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品等の供給確保に備えるものとする。

県、市町村及び鉄道事業者は、医療活動について、連絡体制の整備を図るとともに、相互に連携

に努めるものとする。

3 消火活動関係

消防機関等は、平時から機関相互間の連携の強化を図るものとする。

鉄道事業者は、火災による被害の拡大を最小限に留めるため、初期消火のための体制の整備に努めるとともに、消防機関との連携の強化に努めるものとする。

第4 緊急輸送活動関係

鉄道事業者は、公安委員会その他の関係機関の協力のもとに、事故災害時の応急活動のために必要となる人員又は応急資機材等の輸送のための緊急自動車の整備に努めるものとする。

警察本部及び県、市町村等は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について、災害時の道路交通管理体制の整備に努めるものとする。

警察本部は、発災後において、交通規制が実施された場合の車両の運転者の義務等について周知を図るものとする。

第5 関係者等への的確な情報伝達活動関係

鉄道事業者、四国運輸局、県及び市町村は、発災後の経過に応じて関係者等に提供すべき情報について整理しておくものとする。

四国運輸局、県及び市町村は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制についてあらかじめ計画しておくものとする。

第6 防災機関等の防災訓練の実施

鉄道事業者は、事故災害等の発生を想定した、教育・訓練を実施し、事故災害への対応能力の維持・向上を図るものとする。

鉄道事業者は、消防機関及び警察機関等の防災機関と、相互に連携した訓練を実施するよう努める。

鉄道事業者等が訓練を行うに当たっては、鉄道事故及び被害の想定を明らかにするとともに実施時間を工夫する等様々な条件を設定するなど実践的なものとなるよう工夫し、訓練終了後にその検証を行い、防災対策の課題等を明らかにするとともに、必要に応じて防災対策の改善措置等を講じるものとする。

第7 災害復旧への備え

1 各種データの整備保全

鉄道事業者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ施設、車両の構造図等の資料を整備するよう努めるものとする。

第5節 鉄道交通環境の整備

鉄道事業者は、軌道や路盤等の施設の保守を適切に実施するとともに、線路防護施設の整備に努めるものとする。

鉄道事業者は、列車集中制御装置（CTC）の整備、自動列車停止装置（ATS）の高機能化等の運転保安設備の整備・充実に努めるものとする。

四国地方整備局、県、市町村、道路管理者及び鉄道事業者は、踏切道の立体交差化、構造の改良、踏切保安設備の整備、交通規制の実施、統廃合の促進等踏切道の改良に努めるものとする。

第6節 再発防止対策の実施

鉄道事業者等は、事故災害の発生後、原因究明の調査を進め、その成果を安全対策に反映させることにより、同種の事故災害の再発防止に努めるものとする。

第2章 災害応急対策

第1節 発災直後の情報収集・連絡及び通信の確保

第1 災害情報の収集・連絡

1 鉄道事故情報等の連絡

鉄道事業者は、事故災害発生の通報を受けたときは、社員に出動を指示するとともに、事故災害等の状況の把握に務め、関係機関に通報する。

鉄道事業者は、必要に応じ、被害状況を四国運輸局に連絡する。

四国運輸局は、関係機関等に事故情報の連絡を行う。

県は、四国運輸局から受けた情報を関係市町村、防災機関等へ連絡する。

2 鉄道事故発生直後の被害の第1次情報等の収集・連絡

鉄道事業者は、必要に応じ、被害情報を四国運輸局に連絡する。

市町村は、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。

県は、市町村等から情報を収集するとともに、自らも必要な被害規模に関する概括的な情報を把握し、これらの情報を消防庁に報告するとともに必要に応じ関係省庁に連絡する。

警察本部は被害に関する情報を把握し、これを警察庁に報告する。

3 一般被害情報等の収集・連絡

鉄道事業者は、必要に応じ、被害状況を四国運輸局に連絡する。

県は、被害の情報を収集し、これを必要に応じ、消防庁及び関係省庁に連絡する。

4 応急対策活動情報の連絡

鉄道事業者は、四国運輸局に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡する。

市町村は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を市町村に連絡する。

関係機関は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に緊密な情報交換を行うものとする。

第2 通信手段の確保

鉄道事業者は、必要に応じ、列車無線の有効な活用、移動無線機の運用、臨時回線の構成等の通信回線運用措置を図るものとする。

第2節 活動体制の確立

第1 防災機関の活動体制

1 鉄道事業者の活動体制

発災後速やかに災害の拡大の防止のため、関係列車の非常停止の手配、乗客の避難等の必要な措置をとるとともに、社員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び対策本部設置等、必要な体制をとるものとする。

2 県及び市町村は発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるものとする。

3 広域的な応援体制

県及び市町村等は、被害の規模に応じて、他の地方公共団体に応援を求めるものとする。また、大規模な鉄道事故の発生を覚知した時は、発災地以外の市町村は、あらかじめ関係地方公共団体により締結された広域応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整えるものとする。

第2 自衛隊の災害派遣

知事等法令で定める者は、自衛隊の派遣要請の必要性を災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要があると認める場合は、要請を行うものとする。

第3節 救助・救急、医療及び消火活動

第1 救助・救急活動

1 鉄道事業者

事故災害発生直後における負傷者の救助・救急活動を最優先とし、二次事故・災害の防止に務め、その救急措置及び復旧については、最も安全と認められる方法により、迅速かつ的確に実施し、必要により関係機関に救援等を要請し、救助・救急活動を行う各機関に可能な限り協力するよう努めるものとする。

第2 医療救護活動

1 鉄道事業者

災害発生直後における救護活動を行うよう努めるとともに、医療救護活動を実施する関係機関に可能な限り協力するよう努めるものとする。

第3 消火活動

1 鉄道事業者

事故災害発生直後における初期消火活動を行うよう努めるとともに、必要により関係機関に救援等を要請し、消火活動を行う各機関に可能な限り協力するよう努めるものとする。

2 消防機関

消防機関は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。

第4節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

第1 交通の確保・緊急輸送活動の基本方針

交通の確保・緊急輸送活動については、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制、応急復旧、輸送活動を行うものとする。

第2 交通の確保

県警察は、緊急輸送を確保するため、必要に応じて、一般車両の通行を禁止するなど交通規制を行うものとする。また、交通規制に当たっては、県警察、道路管理者は相互に密接な連絡をとるものとする。

徳島海上保安部は、緊急輸送を円滑に行うため、必要に応じて船舶の交通を制限し又は禁止するものとする。

第3 代替交通手段の確保

鉄道事業者は、事故災害が発生したときは、バス代行輸送等代替交通手段の確保に努めるものとする。

第5節 関係者等への的確な情報伝達活動

第1 被災者の家族等への情報伝達活動

防災機関は、被災者の家族等のニーズを十分把握し、鉄道災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。

防災機関は、情報の公表、広報活動の際、その内容について、相互に連絡をとりあうものとする。

第2 住民等への的確な情報の伝達

防災機関は、災害発生地の住民等に対し、鉄道災害の状況、安否情報、道路施設等の復旧状況、ニーズに応じた情報を積極的に伝達するものとする。

防災機関は、情報の公表、広報活動の際、その内容について、相互に通知し情報交換を行うものとする。

第3 関係者等からの問い合わせに対する対応

防災機関は、必要に応じ、発災後速やかに関係者等からの問い合わせに対応する体制の整備に努めるものとする。

また、情報のニーズを見極め収集・整理を行うものとする。

第3章 災害復旧

第1節 応急工事の資材等の確保

鉄道事業者は、応急工事の資材の適正な保有及び配置等により、迅速な供給の確保を図るとともに、所要の手続きを行ったうえで、隣接地等を復旧作業に必要な資材置場や土石の捨場等として一時的に

使用することなどにより、鉄道の迅速な復旧に努めるものとする。

第2節 災害復旧計画及び実施

鉄道事業者は、応急工事の終了後速やかに本復旧計画を立て、これを実施するものとし、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑な被災施設の復旧事業を行うものとする。

また、復旧に当たり、可能な限り復旧予定時期を明確化するよう努めるものとする。

第4部 道路災害対策

【主な実施機関：市町村、県(知事戦略局、危機管理部、保健福祉政策課、医療政策課、健康寿命推進課、薬務課、生産基盤課、森林土木・保全課、水産振興課、漁業管理調整課、道路整備課、病院局)、県警察、中国四国管区警察局四国警察支局、四国厚生支局、四国地方整備局、四国運輸局徳島運輸支局、徳島地方气象台、徳島海上保安部、自衛隊、NTT西日本(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)、日本赤十字社徳島県支部、日本放送協会徳島放送局、西日本高速道路(株)、本州四国連絡高速道路(株)、四国旅客鉄道(株)、日本通運(株)、福山通運(株)、佐川急便(株)、ヤマト運輸(株)、西濃運輸(株)、四国放送(株)、(一社)徳島新聞社、(株)エフエム徳島、(一社)徳島県医師会、阿佐海岸鉄道(株)、楽天モバイル(株)】

道路構造物の被災等による多数の死傷者等の発生といった道路災害に対する対策について定める。

第1章 災害予防

第1節 道路交通の安全のための情報の充実

第1 道路の交通の安全のための情報の提供

1 道路管理者

道路施設等の異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るために、情報の収集、連絡体制の整備を図るものとする。また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者とその情報を迅速に提供するための体制の整備を図るものとする。

2 県警察

道路交通の安全のための情報の収集、連絡体制の整備を図るものとする。また、異常が発見され、災害が発生するおそれのある場合に、道路利用者に交通情報を迅速に提供するための体制の整備を図るものとする。

第2節 道路施設等の整備

1 道路管理者

道路施設等の点検を通じ、道路施設等の現況の把握に努めるものとする。

道路における災害を予防するため、必要な施設の整備を図るものとする。

道路施設等の安全を確保するため、必要な体制等の整備に努めるものとする。

道路防災対策事業等を通じ、安全性・信頼性の高い道路ネットワークの整備に努めるものとする。

2 道路事業実施者

道路事業を実施することにより孤立集落の解消に努めるものとする。

第3節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

第1 情報の収集・連絡関係

1 情報の分析整理

道路管理者は、収集した情報を分析し整理するための体制の整備を推進するものとし、必要に応じ専門家の意見を活用するなど、収集した情報を的確に分析整理するものとする。

第2 災害応急体制の整備関係

1 職員の体制

防災機関は、それぞれの機関の実情に応じ職員の非常参集体制の整備を図るものとする。

また、必要に応じ応急活動のためのマニュアル等を作成し、職員に周知するとともに訓練等を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図るものとする。

2 防災機関相互の連携体制

関係機関は平時より相互の連携強化に努めるものとする。

第3 救助・救急、医療及び消火活動関係

1 救助・救急活動関係

市町村は、救助工作車、救急車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用機材の整備に努めるものとする。

県は、消防防災ヘリコプターを用いて行う救急・救助活動に必要な資機材の整備に努める。

2 医療活動関係

県及び市町村は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品等の供給確保に備えるものとする。

道路管理者及び県、市町村等は、医療活動について、連絡体制の整備を図るとともに、相互に連携に努めるものとする。

3 消火活動関係

道路管理者、消防機関等は、平時より機関相互間の連携強化を図るものとする。

第4 緊急輸送活動関係

県警察、県及び市町村等は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について、災害時の道路交通管理体制の整備に努めるものとする。

県警察は、発災後において、交通規制が実施された場合の車両の運転者の義務等について周知を図るものとする。

第5 危険物等の流出時における防除活動関係

県、市町村及び道路管理者は、危険物等の流出時に的確な防除活動を行うことができるよう、資機材の整備促進に努めるものとする。

第6 関係者等への的確な情報伝達活動関係

県及び市町村等は、発災後の経過に応じて関係者等に提供すべき情報について整理しておくものとする。

県及び市町村等は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制についてあらかじめ計画しておくものとする。

第7 防災機関の防災訓練の実施

道路管理者は、防災訓練の実施を通じ、災害時の対応等について周知徹底を図るものとする。

防災機関は、相互に連携した訓練を実施するものとし、訓練を行うに当たっては、災害及び被害の想定を明らかにするなど、実践的なものになるよう工夫するものとする。また、訓練終了後にはその評価を行い、課題等を明らかにするとともに、必要に応じて体制等の改善措置等を講じるものとする。

第8 施設、設備の応急復旧関係

道路管理者は、被害情報の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制、資機材を整備するものとする。

第9 災害復旧への備え

道路管理者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努めるものとする。

第4節 防災知識の普及

道路管理者は、道路利用者に対し、災害時の対応等の防災知識の普及を図るものとする。

第5節 再発防止対策の実施

道路管理者は、原因究明のための調査を行い、その結果を踏まえ再発防止対策を実施するものとする。

第2章 災害応急対策

第1節 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

第1 災害情報の収集・連絡

1 事故情報等の連絡

道路管理者は、道路構造物の被災等により大規模な事故が発生した場合は、速やかに国土交通省等、関係機関に連絡するものとする。

県は、国土交通省等から受けた情報を、関係市町村等へ連絡する。

2 災害発生直後の被害の第1次情報等の収集・連絡

道路管理者は、被害情報等の収集に努めるとともに、被害状況を国土交通省に連絡するものとする。

大規模事故等災害対策編

市町村は、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する情報等について、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。

県は、市町村等から情報を収集するとともに、自らも必要な被害規模に関する概括的な情報を把握し、これらの情報を消防庁に報告するとともに必要に応じ関係省庁に連絡する。

警察本部は、被害に関する情報を把握し、これを警察庁に報告するものとする。

3 一般被害情報等の収集・連絡

道路管理者は、被害情報等の収集に努めるとともに、被害状況を国土交通省に連絡するものとする。

県は、被害の情報を収集し、これを必要に応じ消防庁及び関係省庁に連絡する。

4 応急対策活動情報の連絡

道路管理者は、国土交通省に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡するものとする。

市町村は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡するものとする。

県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を市町村に連絡する。

防災機関は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に緊密な情報交換を行うものとする。

第2節 活動体制の確立

第1 道路管理者の活動体制

道路管理者は、発災後速やかに、災害の拡大の防止のため必要な措置を講ずるとともに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び対策本部設置等必要な体制をとるものとする。

第2 県及び市町村の活動体制

県及び市町村は発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるものとする。

第3 広域的な応援体制

県及び市町村等は、被害の規模に応じて、他の地方公共団体に応援を求めるものとする。また、大規模な災害の発生を覚知した時は、発災地以外の市町村は、あらかじめ関係地方公共団体により締結された広域応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整えるものとする。

第4 自衛隊の災害派遣

知事等法令で定める者は、自衛隊の派遣要請の必要性を災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要があると認める場合は、要請を行う。

第3節 救助・救急、医療及び消火活動

第1 救助・救急活動

1 道路管理者

道路管理者は、迅速かつ的確な救助・救出の初期活動に資するよう消防機関及び県警察等に協力

するものとする。

第2 医療救護活動

1 道路管理者

関係機関による迅速かつ的確な救護の初期活動が行われるよう協力するものとする。

第3 消火活動

1 道路管理者

迅速かつ的確な初期消火活動に資するよう消防機関に協力するものとする。

2 消防機関

消防機関は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。

発災現場以外の市町村等は、発災現場の地方公共団体からの要請、相互応援協定等に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努めるものとする。

第4節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

第1 交通の確保・緊急輸送活動の基本方針

交通の確保・緊急輸送活動については、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制、応急復旧、輸送活動を行うものとする。

第2 交通の確保

県警察は、緊急輸送を確保するため、必要に応じて、一般車両の通行を禁止するなど交通規制を行うものとする。また、交通規制に当たっては、県警察、道路管理者は相互に密接な連絡をとるものとする。

徳島海上保安部は、緊急輸送を円滑に行うため、必要に応じて船舶の交通を制限し又は禁止するものとする。

第5節 危険物等の流出に対する応急対策

道路管理者は、危険物等の流出が認められたときには関係機関と協力し、直ちに防除活動、避難誘導活動を行い、危険物による二次災害の防止に努めるものとする。

消防機関及び警察本部は、危険物の流出が認められた場合、直ちに防除活動を行うとともに、避難誘導活動を行うものとする。

第6節 道路施設・交通安全施設の応急復旧活動

1 道路管理者

迅速かつ的確な障害物の除去、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保に努めるものとする。また、道路施設の応急復旧を行うとともに、類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行うものとする。

2 県警察

災害により破損した交通安全施設の早期復旧を図るため、必要な措置を講じる。また、被災現場及び周辺地域並びにその他地域において、安全施設の緊急点検を実施するなど必要な措置を講ずるものとする。

第7節 関係者等への的確な情報伝達活動

第1 被災者の家族等への情報伝達活動

防災機関は、被災者の家族等のニーズを充分把握し、道路災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。

防災機関は、情報の公表、広報活動の際、その内容について、相互に連絡をとりあうものとする。

第2 住民等への的確な情報の伝達

防災機関は、災害発生地の住民等に対し、道路災害の状況、安否情報、道路施設等の復旧状況、ニーズに応じた情報を積極的に伝達するものとする。

防災機関は、情報の公表、広報活動の際、その内容について、相互に通知し情報交換を行うものとする。

第3 関係者等からの問い合わせに対する対応

防災機関は、必要に応じ、発災後速やかに関係者等からの問い合わせに対応する体制の整備を図るものとする。

また、情報のニーズを見極め収集・整理を行うものとする。

第3章 災害復旧

第1節 道路管理者の行う災害復旧

- 1 道路管理者は、関係機関と協力し、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災した道路施設の復旧事業を行うものとする。
- 2 災害復旧に当たり、可能な限り復旧予定時期を明示するよう努めるものとする。

第5部 危険物等災害対策

【主な実施機関：市町村、県(知事戦略局、危機管理部、環境管理課、保健福祉政策課、医療政策課、健康寿命推進課、薬務課、水産振興課、漁業管理調整課、生産基盤課、道路整備課、河川整備課、港湾政策課、病院局)、 県警察、中国四国管区警察局四国警察支局、四国厚生支局、中国四国産業保安監督部四国支部、四国地方整備局、四国運輸局徳島運輸支局、徳島地方气象台、徳島海上保安部、自衛隊、N T T 西日本(株)、(株) N T T ドコモ、K D D I (株)、ソフトバンク(株)、日本赤十字社徳島県支部、日本放送協会徳島放送局、西日本高速道路(株)、本州四国連絡高速道路(株)、四国旅客鉄道(株)、日本通運(株)、福山通運(株)、佐川急便(株)、ヤマト運輸(株)、西濃運輸(株)、四国放送(株)、(一社) 徳島新聞社、(株)エフエム徳島、(一社) 徳島県医師会、阿佐海岸鉄道(株)、楽天モバイル(株)】

危険物の漏洩・流出、火災、爆発による多数の死傷者等の発生、高圧ガスの漏洩・流出、火災、爆発による多数の死傷者等の発生、毒物・劇物の飛散、漏洩、流出等による多数の死傷者等の発生といった危険物等災害に対する対策について定める。(石油コンビナート等災害防止法(昭和50年法律第84号)第2条第2号に規定する特別防災地域を除く)

第1章 災害予防

第1節 危険物等関係施設の安全性の確保

危険物等の貯蔵・取扱い等を行う事業者(以下、本編において「事業者」という。)は、法令で定める技術基準を遵守するものとする。また、県及び市町村等は、危険物等関係施設に対する立入検査を徹底し、施設の安全性の確保に努めるものとする。

県、市町村等及び事業者は、自主保安規程等の遵守、自衛消防組織等の設置及び定期点検・自主点検の実施等の自主保安体制の整備を推進するものとする。

県及び市町村等は、事業者及び危険物取扱者等の有資格者に対し、講習会、研修会の実施等により保安管理及び危険物等に関する知識の向上を図ることにより、危険物等関係施設における保安体制の強化を図るものとする。

県、市町村等及び事業者は、危険物等災害が生じた場合に、その原因の究明に努め、危険物等関係施設の安全性の向上に努めるものとする。

第1 危険物災害予防対策

1 保安教育

県及び市町村は、事業者及び危険物取扱者等の有資格者に対し、講習会、研修会の実施等により保安管理及び危険物等に関する知識の向上を図ることにより、危険物等関係施設における保安体制の強化を図るものとする。

また、危険物安全週間に広報、啓発活動を行うことにより、危険物の保安意識の高揚に努める。

2 規制の強化

県及び市町村は、危険物施設に対し、次の事項を重点に立入検査等を適時実施し、災害の発生と

拡大の防止を図る。

- (1) 危険物施設の位置、構造及び設備の維持管理についての検査の強化
- (2) 危険物の貯蔵、取扱い、運搬、積載等の方法についての検査及び安全管理についての指導の強化
- (3) 危険物施設の管理者、危険物保安監督者等に対する非常時にとるべき措置の指導の強化
- (4) 地震動及び津波等による危険物施設等の影響に対する安全措置の指導の強化

3 屋外タンク貯蔵所等からの流出油事故対策

県及び市町村は、液体危険物を貯蔵する大規模な屋外貯蔵タンク等については、不等沈下の防止及び漏洩事故などの防止を図るよう指導するとともに、危険物の流出事故が発生した場合、敷地外流出による二次災害を防止するための必要な措置を講ずるよう指導する。

4 自衛消防組織の強化促進

事業者は、自衛消防組織の強化を推進し、自主的な災害予防体制の確立を図るとともに、隣接する事業所との相互応援に関する協定の締結を促進し、効率ある自衛消防力の確立を図る。

〔資料 編〕 危険物大量貯蔵取扱事業所一覧表

5 災害リスクの確認

事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定の確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努めるものとする。

第2 高圧ガス、LPガス及び火薬類災害予防対策

中国四国産業保安監督部四国支部及び県は、高圧ガス、LPガス及び火薬類による災害の発生及び拡大を防止するため、保安教育、保安の強化、自主保安体制の整備等保安体制の強化を図る。

〔資料 編〕 高圧ガス大量保有事業所一覧表

1 保安教育

- (1) 高圧ガス保安法、液化石油ガス法及び火薬類取締法等関係法令の周知徹底を図るため、保安教育講習等を実施する。
- (2) 高圧ガス、LPガス及び火薬類の取扱従事者等に対する技術講習を実施する。
- (3) 危害予防週間や保安活動促進週間を設け、保安意識の高揚に努める。

2 保安の強化

- (1) 製造施設、貯蔵所等が関係法令に規定する技術上の基準に適合し、かつ適正に維持されているかについて保安検査及び立入検査を実施する。
- (2) 指導の適正を期するため、指導取扱方針の統一、相互協力等により関係機関との連携を密にする。

3 自主保安体制の整備

- (1) 保安教育計画に基づく保安教育及び防災訓練の実施により、業務上の保安確保に万全を期すよう指導する。
- (2) 定期自主検査の完全実施と責任体制の確立を強力に指導する。

第3 毒物、劇物災害予防対策

毒物、劇物による災害を防止するため、施設管理の適正化、応急措置体制の確立、立入検査の強化、搬送その他の自主保安体制の整備等指導体制及び保安体制の確立を図るものとする。

〔資料 編〕 市町村別毒物・劇物取扱施設数、毒物・劇物製造事業所一覧表

第4 放射線災害予防対策

防災機関並びに放射性同位元素の届出使用者は、災害時における放射性物質による事故を未然に防止するため、施設の防災対策、防災業務従事者に対する教育及び訓練、防護資機材の整備等災害予防対策を推進するとともに、施設の倒壊による放射線の漏洩を想定し、災害発生時に速やかに関係機関に連絡できる体制を構築する。

〔資料 編〕 放射線同位元素保有事業所一覧表

第5 複合災害予防対策

関係防災機関及び事業者は、複合災害を防止するため、施設管理の適正化、保安教育の徹底、規制の強化、化学消防機材の整備、応急措置体制の確立等保安体制の強化促進を図るものとする。

第6 海上特殊災害予防対策

徳島海上保安部及び関係防災機関は、危険物等積載船舶の事故による災害を防止するため、航行規制の強化、水路・航行援助施設等及び防災資機材の整備促進、保安教育訓練の徹底、防災機関相互間の有機的連携の強化等指導及び保安体制の確立を図るものとする。

第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

第1 情報の収集・連絡関係

1 情報の分析整理

県及び市町村等は、必要に応じ専門家の意見を活用するなど、収集した情報を的確に分析整理するものとする。

第2 災害応急体制の整備関係

1 職員の体制

防災機関及び事業者は、それぞれの機関において実情に応じ職員の非常参集体制の整備を図るものとする。

また、それぞれの機関の実情を踏まえ、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図るものとする。

第3 救助・救急、医療及び消火活動関係

1 救助・救急活動関係

市町村は、救助工作車、救急車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努めるものとする。

県は、消防防災ヘリコプターを用いて行う救急・救助活動に必要な資機材の整備に努める。

救助・救急関係機関及び事業者は、当該機関に係る資機材の保有状況を把握するとともに、平時から情報交換を行うよう努めるものとする。また、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図る。

2 医療活動関係

県及び市町村は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品等の供給確保に努めるものとする。

県、市町村及び事業者は、医療活動について、連絡体制の整備を図るとともに、相互に連携に努めるものとする。

3 消火活動関係

消防機関等は、平時から機関相互間の連携強化を図り、消防水利の確保、消防体制の整備に努めるものとする。

徳島海上保安部は、海上における消火活動に備え、平時から消防体制の整備に努めるものとする。

市町村は、海水、河川水等を消防水利として活用するための施設の整備を図るものとする。

市町村及び事業者は、危険物の種類に対応した化学消火薬剤等の備蓄及び化学消防車等の資機材の整備促進に努めるものとする。

第4 緊急輸送活動関係

県警察、県及び市町村等は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について、災害時の道路交通管理体制の整備に努めるものとする。

県警察は、発災後において交通規制が実施された場合の車両の運転者の義務等について周知を図るものとする。

県警察は、広域的な交通管理体制の整備に努めるものとする。

第5 危険物等の大量流出時における防除活動関係

防災機関及び事業者は、危険物等が大量流出した場合に備えて、防除活動及び避難誘導活動を行うための体制の整備に努めるものとする。

防災機関及び事業者は、危険物等が大量流出した場合に備えて、オイルフェンス等防除資機材及び避難誘導に必要な資機材の整備を図るものとする。

防災機関及び事業者は、関係機関による危険物等の種類に応じた防除資機材の整備状況を把握し、災害発生時には必要に応じて応援を求めることができる体制を整備するものとする。

石油事業者団体は、油が大量流出した場合に備えて、油防除資機材の整備を図るものとする。

第6 施設、設備の応急復旧活動関係

事業者は、施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧活動を行うため、あらかじめ体制・資機材を整備するものとする。

第7 防災業務関係者の安全確保関係

防災機関は、応急対策活動中の安全確保のための資機材をあらかじめ整備するものとする。

第8 被災者等への的確な情報伝達活動関係

県及び市町村等は、発災後の経過に応じて被災者等に提供すべき情報について整理しておくものとする。

県及び市町村等は、家族等からの問い合わせ等に対応する体制についてあらかじめ計画しておくものとする。

第9 防災機関等の防災訓練の実施

消防機関等は、様々な危険物等災害を想定し、関係機関等と相互に連携を図り、より実践的な消火、救助・救急等の訓練を実施するものとする。

また、訓練を行うに当たっては、危険物等事故及び被害の想定を明らかにするとともに実施時間を工夫する等様々な条件を設定するなど実践的なものとなるよう工夫し、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うよう努める。

第10 災害復旧への備え

県、市町村等及び事業者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努めるものとする。

第2章 災害応急対策

第1節 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

第1 災害情報の収集・連絡

1 危険物等事故情報等の連絡

危険物等による大規模な事故が発生した場合、事業者は県、市町村等関係機関へ連絡するものとする。

県は、大規模な事故が発生した場合、事故情報等を関係省庁へ連絡する。

県は、関係省庁から受けた情報を関係市町村等へ連絡する。

2 危険物等の大規模な事故発生直後の被害の第1次情報等の収集・連絡

事業者は被害状況を県、市町村等関係機関へ連絡するものとする。

県は、事業者から収集した情報等を関係省庁へ連絡する。

市町村は、事故情報、人的被害の状況及び火災の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。

県は、市町村等から情報を収集するとともに、自らも必要な被害規模に関する概括的な情報を把握し、これらの情報を消防庁に報告するとともに、必要に応じ関係省庁に連絡する。

警察本部は、被害に関する情報を把握し、これを警察庁に報告する。

3 一般被害情報等の収集・連絡

事業者は被害状況を県、市町村等関係機関へ連絡するものとする。

県は、事業者から収集した情報等を関係省庁へ連絡する。

県は、被害の情報を収集し、これを必要に応じ消防庁及び関係省庁に連絡する。

4 応急対策活動情報の連絡

事業者は、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を県、市町村等関係機関へ連絡するものとする。

県は、事業者の応急対策の活動状況等の情報を関係省庁へ連絡する。

市町村は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

また、県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を市町村に連絡する。

防災機関は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に緊密な情報交換を行うものとする。

第2節 活動体制の確立

第1 事業者の活動体制

事業者は発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び対策本部設置等必要な体制をとるとともに災害の拡大の防止のため必要な措置を講ずるものとする。

事業者は、消防機関、県警察等との間において緊密な連携の確保に努めるものとする。

第2 県及び市町村の活動体制

県及び市町村は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるものとする。

第3 広域的な応援体制

県及び市町村等は、被害の規模に応じて、他の地方公共団体等に応援を求めるものとする。また、大規模な危険物等災害の発生を覚知した時は、発災地以外の地方公共団体及び事業者は、あらかじめ関係地方公共団体及び事業者により締結された広域応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整えるものとする。

第4 自衛隊の災害派遣

知事等法令で定める者は、自衛隊の派遣要請の必要性を危険物等事故の規模や収集した被害情報から判断し、必要があると認める場合は、要請を行うものとする。

第5 防災業務関係者の安全確保

県及び市町村等は、応急対策活動中の安全確保のために資機材の確保を図るとともに、相互に密接な情報交換を行うものとする。

第3節 災害の拡大防止活動

事業者は、危険物等災害時に的確な応急点検及び応急措置等を講ずるものとする。

県及び市町村は、危険物等災害時に危険物等の流出・拡散の防止、流出した危険物等の除去、環境モニタリングを始め、住民の避難、事業者に対する応急措置命令、危険物等関係施設の緊急使用停止命令など適切な応急対策を講ずるものとする。

第4節 消火活動

第1 消火活動

消防機関、自衛消防組織等は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。その際、火災の状況、規模並びに危険物の種類により、消火用薬剤の収集、化学車の派遣要請等他の機関の応援を受けるものとする。

発災現場以外の市町村は、発災現場の地方公共団体からの要請、相互応援協定等に基づき、消防機関、自衛消防組織等による応援を迅速かつ円滑に実施するよう努めるものとする。

徳島海上保安部は、海上における消火活動を行うものとする。

第5節 災害の拡大防止のための交通制限及び緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

第1 交通の確保・緊急輸送活動の基本方針

災害の拡大防止又は緊急輸送活動のため、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制、応急復旧、輸送活動を行うものとする。

第2 交通の確保

県警察は、災害の拡大防止又は緊急輸送を確保するため、直ちに、一般車両の通行を禁止するなど交通規制を行うものとする。また、交通規制に当たっては、県警察、道路管理者、徳島海上保安部等は、相互に密接な連絡をとるものとする。

徳島海上保安部は、緊急輸送を円滑に行うため、必要に応じて船舶交通を制限し、又は禁止するとともに、海上に被害が及んだ場合又は被害が及ぶおそれがある場合、通行船舶に対し、航行制限、航行禁止等の措置を講ずるものとする。

第6節 危険物等の大量流出に対する応急対策

第1 海上への流出に対する応急対策

危険物等が海上に大量流出した場合の応急対策は、第1部海上災害対策第2章第5節「危険物等の大量流出に対する応急対策」によるものとする。

第2 河川等への流出に対する応急対策

県及び市町村等は、危険物等が河川等に大量流出した場合、直ちに関係機関と協力の上、環境モニタリング、危険物等の処理等必要な措置を講ずるものとする。なお、その際、水質汚濁防止協議会など関係行政機関等からなる既存の組織を有効に活用し、迅速に対応するものとする。

第7節 施設、設備の応急復旧活動

県及び市町村等は、専門技術を持つ人材等を活用して、施設、設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、施設の応急復旧を速やかに行うものとする。

第8節 被災者等への的確な情報伝達活動

第1 被災者への情報伝達活動

防災機関は、被災者のニーズを十分把握し、危険物等災害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報及び交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。なお、その際、高齢者、障がい者、外国人等要配慮者に配慮した伝達を行うこととする。

防災機関は、情報の公表、広報活動の際、その内容について、相互に連絡をとりあうものとする。

第2 住民等への的確な情報の伝達

防災機関は、災害発生地住民等に対し、危険物等災害の状況、安否情報、施設等の復旧状況、義援物資の取扱い等、ニーズに応じた情報を積極的に伝達するものとする。

防災機関は、情報の公表、広報活動の際、その内容について、相互に通知し情報交換を行うものとする。

第3 住民等からの問い合わせに対する対応

防災機関は、必要に応じ、発災後速やかに関係者等からの問い合わせに対応する体制の整備に努めるものとする。

また、情報のニーズを見極め収集・整理を行うものとする。

第3章 災害復旧

防災機関は、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災した公共施設の復旧事業を行うものとする。

第6部 大規模な火事災害対策

【主な実施機関：市町村、 県(知事戦略局、危機管理部、保健福祉政策課、医療政策課、健康寿命推進課、薬務課、農林水産部関係課、県土整備部関係課、病院局、教育委員会)、県警察、中国四国管区警察局四国警察支局、四国厚生支局、徳島労働局、四国地方整備局、四国運輸局徳島運輸支局、徳島地方气象台、徳島海上保安部、自衛隊、NTT西日本(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)、日本赤十字社徳島県支部、日本放送協会徳島放送局、西日本高速道路(株)、本州四国連絡高速道路(株)、四国旅客鉄道(株)、日本通運(株)、福山通運(株)、佐川急便(株)、ヤマト運輸(株)、西濃運輸(株)、四国電力(株)、四国電力送配電(株)、四国ガス(株)、四国放送(株)、(一社)徳島新聞社、(株)エフエム徳島、(一社)徳島県医師会、阿佐海岸鉄道(株)、楽天モバイル(株)】

大規模な火事による多数の死傷者等の発生といった大規模な火事災害に対する対策について定める。

第1章 災害予防

第1節 災害に強いまちづくり

第1 災害に強いまちの形成

県、市町村は、避難路、避難地、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川、港湾緑地など骨格的な都市基盤施設及び防災安全街区の整備、老朽木造住宅密集市街地の解消等を図るための土地区画整理事業、市街地再開発事業等による市街地の面的な整備、建築物や公共施設の耐震・不燃化、水面・緑地帯の計画的確保、耐震性貯水槽や備蓄倉庫、海水・河川水・下水処理水等を消防水利として活用するための施設の整備等を図るとともに、防火地域及び準防火地域の的確な指定による防災に配慮した土地利用への誘導等により、災害に強いまちの形成を図るものとする。

県、市町村及び事業者等は、火災時に消防活動が制約される可能性のある高層建築物、緊急時に速やかな傷病者の搬送・収容等が必要とされる医療用建築物等について、ヘリコプターの緊急離発着場又は緊急救助用のスペースの設置を促進するよう努めるものとする。

第2 火災に対する建築物の安全化

1 消防用設備等の整備、維持管理

県、市町村及び事業者等は、多数の人が出入りする事業所等の高層建築物等について、法令に適合したスプリンクラー設備等の消防用設備等の設置を促進するとともに、当該建築物に設置された消防用設備等については、災害時にその機能を有効に発揮することができるよう定期的に点検を行うなど適正な維持管理を行うものとする。

2 建築物の防火管理体制

県、市町村及び事業者等は、多数の人が出入りする事業所等の高層建築物等について、防火管理者を適正に選任するとともに、防火管理者が、当該建築物についての消防計画の作成、当該消防計画に基づく消火、通報及び避難訓練の実施等防火管理上必要な業務を適正に行うなど、防火管理体制

制の充実を図るものとする。

3 建築物の安全対策の推進

県、市町村及び事業者等は、大規模・高層建築物等について、避難経路・火気使用店舗等の配置の適正化、防火区画の徹底などによる火災に強い構造の形成を図るとともに、不燃性材料・防災物品の使用、店舗等における火気の使用制限、安全なガスの使用などによる火災安全対策の充実を図るものとする。

第2節 大規模な火事災害防止のための情報の充実

市町村長は、火災気象通報について知事から通報を受けたとき、又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、必要に応じて火災に対する警報を発し、及び消防団員等の動員体制を整えるとともに住民に周知するものとする。

第3節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え

第1 情報の収集・連絡関係

1 情報の分析整理

県及び市町村は、必要に応じ専門家の意見を活用するなど、収集した情報を的確に分析整理するものとする。

第2 災害応急体制の整備関係

1 職員の体制

防災機関は、それぞれの機関において実情に応じ職員の非常参集体制の整備を図るものとする。

また、それぞれの機関の実情を踏まえ、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図るものとする。

第3 救助・救急、医療及び消火活動関係

1 救助・救急活動関係

市町村は、救助工作車、救急車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努めるものとする。

県は、消防防災ヘリコプターを用いて行う救急・救助活動に必要な資機材の整備に努める。

2 医療活動関係

県及び市町村は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品等の供給確保に備えるものとする。

県及び市町村は、医療活動について、連絡体制の整備を図るとともに、相互に連携に努めるものとする。

3 消火活動関係

市町村は、防火水槽、貯水槽の整備、海水、河川水等の自然水利の活用、水泳プール、ため池等

大規模事故等災害対策編

の指定消防水利等の活用により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努める。

消防機関は、平時から機関相互の連携強化を図り、消防水利の確保、消防体制の整備に努めるものとする。

市町村は、消防ポンプ自動車等の消防用機械・資機材の整備促進に努める。

第4 緊急輸送活動関係

県警察、県及び市町村等は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について、災害時の道路交通管理体制の整備に努めるものとする。

県警察は、発災後において交通規制が実施された場合の車両の運転者の義務等について周知を図るものとする。

県警察は、広域的な交通管理体制の整備に努めるものとする。

第5 施設、設備の応急復旧活動関係

県及び市町村は、それぞれの所管する施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧活動を行うため、あらかじめ体制・資機材を整備するものとする。

第6 被災者等への的確な情報伝達活動関係

県及び市町村は、発災後の経過に応じて被災者等に提供すべき情報について整理しておくものとする。

県及び市町村は、住民等からの問い合わせ等に対応する体制についてあらかじめ計画しておくものとする。

第7 防災機関等の防災訓練の実施

消防機関は、大規模な火事災害を想定し、関係機関等と相互に連携を図り、より実践的な消火、救助・救急等の訓練を実施するものとする。

また、訓練を行うに当たっては、大規模な火事及び被害の想定を明らかにするとともに実施時間を工夫する等様々な条件を設定するなど実践的なものとなるよう工夫し、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うよう努める。

第8 災害復旧への備え

公共土木施設管理者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努めるものとする。

第2章 災害応急対策

第1節 発災直後の情報収集・連絡及び通信の確保

第1 災害情報の収集・連絡

1 大規模な火事発生直後の被害の第1次情報等の収集・連絡

市町村は、火災の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた情報から直ちに県へ連絡するものとする。

大規模事故等災害対策編

県は、市町村等から情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的な情報を把握しこれらの情報を消防庁に報告するとともに必要に応じ関係省庁に連絡する。

また、警察本部は、被害に関する情報を把握し、これを警察庁に報告する。

2 一般被害情報等の収集・連絡

県は、被害の情報を収集し、これを必要に応じ消防庁及び関係省庁に連絡する。

3 応急対策活動情報の連絡

市町村は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

また、県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を市町村に連絡する。

防災機関は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に緊密な情報交換を行うものとする。

第2節 活動体制の確立

第1 防災機関の活動体制

県及び市町村は災害の状況に応じて速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるものとする。

第2 広域的な応援体制

1 県は、災害が広域に及び緊急の必要があり、市町村が消防相互応援の要請を行うことが困難な場合他の市町村長又は消防組合管理者、広域連合長に対し消防相互応援協定の実施、その他災害の防御に関し必要な指示をする。

2 市町村は、消防相互応援協定に基づく応援をもってしても対処できない場合には、県に対し応援を求めることとする。

県は、市町村から応援要請を求められたとき、又は火災が著しく拡大し、県内の市町村の消防力をもって対処できないと認めるときは、消防庁長官に対し緊急消防援助隊の出動及び「大規模特殊災害における広域航空消防応援実施要綱」に基づく応援要請等を行うものとする。

第3 自衛隊災害派遣要請計画

知事等法令で定める者は、自衛隊の派遣要請の必要性を災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要があると認める場合は、要請を行うものとする。

第3節 消火活動

第1 消火活動

消防機関等は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。

被災地以外の市町村は、被災地方公共団体からの要請、相互応援協定等に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努めるものとする。

第4節 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動

第1 交通の確保・緊急輸送活動の基本方針

大規模事故等災害対策編

災害の拡大防止又は緊急輸送活動のため、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制、応急復旧、輸送活動を行うものとする。

第2 交通の確保

県警察は、緊急輸送を確保するため、直ちに、一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとする。また、交通規制に当たって、県警察、道路管理者、徳島海上保安部等は、相互に密接な連絡をとるものとする。

徳島海上保安部は、緊急輸送を円滑に行うため、必要に応じて船舶の交通を制限し又は禁止するものとする。

第5節 施設、設備の応急復旧活動

防災機関は、専門技術を持つ人材等を活用して、それぞれの所管する施設、設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、ライフライン及び公共施設等の応急復旧を速やかに行うものとする。

第6節 被災者等への的確な情報伝達活動

第1 被災者への情報伝達活動

防災機関は、被災者のニーズを十分把握し、大規模な火事災害の状況、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報及び交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。なお、その際、高齢者、障がい者、外国人等要配慮者に配慮した伝達を行う。

防災機関は、情報の公表、広報活動の際、その内容について、相互に連絡をとりあうものとする。

第2 住民等への的確な情報の伝達

防災機関は、災害発生地住民等に対し、大規模な火事災害の状況、安否情報、施設等の復旧状況、義援物資の取扱い等、ニーズに応じた情報を積極的に伝達するものとする。

防災機関は、情報の公表、広報活動の際、その内容について、相互に通知し情報交換を行うものとする。

第3 住民等からの問い合わせに対する対応

防災機関は、必要に応じ、発災後速やかに関係者等からの問い合わせに対応する体制の整備に努めるものとする。

また、情報のニーズを見極め収集・整理を行うものとする。

第3章 災害復旧・復興

第1節 迅速な原状復旧の進め方

防災機関は、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行い、又は支援するものとする。

大規模事故等災害対策編

また、被災施設の復旧に当たっては、原状復旧を基本にしつつも、再度災害防止等の観点から、可能な限り改良復旧を行うものとする。

ライフライン、交通輸送等の関係機関は、復旧に当たり、可能な限り地区別の復旧予定時期を明示するものとする。

第7部 林野火災対策

【主な実施機関：市町村、 県(知事戦略局、危機管理部、保健福祉政策課、医療政策課、健康寿命推進課、薬務課、農林水産総合技術支援センター、水産振興課、林業振興課、道路整備課、港湾政策課、病院局)、県警察、中国四国管区警察局四国警察支局、四国厚生支局、四国森林管理局(徳島森林管理署)、四国地方整備局、四国運輸局徳島運輸支局、徳島地方气象台、自衛隊、N T T 西日本(株)、(株)N T T ドコモ、K D D I (株)、ソフトバンク(株)、日本赤十字社徳島県支部、日本放送協会徳島放送局、西日本高速道路(株)、本州四国連絡高速道路(株)、四国旅客鉄道(株)、日本通運(株)、四国放送(株)、(一社)徳島新聞社、(株)エフエム徳島、(一社)徳島県医師会、阿佐海岸鉄道(株)、楽天モバイル(株)】

火災による広範囲にわたる林野の消失といった林野火災に対する対策について定める。

第1章 災害予防

第1節 林野火災に強い地域づくり

林野火災の発生又は拡大の危険性の高い地域においては、市町村は、県と協議して、林野火災特別地域を決定するとともに林野火災特別地域対策事業計画を樹立する等、総合的な林野火災対策の推進に努めるものとする。

四国森林管理局(徳島森林管理署)、県及び市町村は、林野火災の未然防止と被害の軽減を図るため、林野火災の発生危険度等に係る情報の発信に努めるとともに、標識板や立看板などの防火思想の普及と、防火水槽、簡易防火用水等、初期消火のための施設の配備を促進するものとする。

四国森林管理局(徳島森林管理署)、県及び市町村は、火入れの許可申請の徹底やたき火等の把握に取り組むとともに、火入れやたき火等を行う者が火災予防上必要な措置の徹底を図るよう、適切な対応を行うものとする。また、市町村は、許可した火入れの情報等を消防機関に共有するものとする。

第2節 林野火災防止のための情報の充実

県及び市町村は、乾燥や強風等の気象状況に応じて的確に火災に関する警戒情報等を発表するとともに、住民等に対する注意喚起、監視パトロール等の強化など適切な対応を行うものとする。

四国森林管理局(徳島森林管理署)、県及び市町村は、林野火災の出火原因の大半が不用意な火の取扱いという人為的なものであることにかんがみ、山火事予防運動等の機会やSNS等の各種媒体を活用した火の取扱いや不始末による出火の危険性等の周知により、林野火災に対する県民の防火意識の高揚を図るとともに、林業関係者、林野周辺住民、ハイカー等の入山者等に対する啓発を実施するものとする。なお、啓発に当たっては、多発期や休日前に重点的に行うなど林野火災の発生傾向にも十分留意する。

県は、湿度が低く風速が大である気象条件等の悪条件下において、普段よりなお一層一般の注意心を喚起し、火災の発生を未然に防ぐため、林野火災アラートを発令し、市町村に対し火災気象通報の伝達を実施する。

市町村は、火災気象通報について知事から通報を受けたとき、又は気象の状況が火災の予防上危険

であると認めるときは、必要に応じて火災に対する警報を発し、及び消防団員等の動員体制を整えるとともに住民に周知するものとする。

第3節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

第1 情報の収集・連絡関係

1 情報の分析整理

県及び市町村等は、必要に応じ専門家の意見を活用するなど、収集した情報を的確に分析整理するものとする。

第2 災害応急体制の整備関係

1 職員の体制

防災機関は、それぞれの機関において実情に応じ職員の非常参集体制の整備を図るものとする。

また、それぞれの機関の実情を踏まえ、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図るものとする。

2 防災機関相互の連携体制

林野火災は、隣接市町村、隣接県に及ぶ場合があるため、県は隣接県と協議して林野火災発生時の広域応援体制の整備等に努める。

第3 救助・救急、医療及び消火活動関係

1 救助・救急活動関係

市町村は、救急車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努めるものとする。

県は、消防防災ヘリコプターを用いて行う救急・救助活動に必要な資機材の整備に努める。

2 医療活動関係

県及び市町村は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品等の供給確保に努めるものとする。

県及び市町村は、医療活動について、連絡体制の整備を図るとともに、相互に連携に努めるものとする。

3 消火活動関係

消防機関は、林野火災を想定した消防計画や林野火災防御図のほか、強風下の林野火災を想定した飛び火警戒要領等の策定等を行い、効果的な消火活動体制を整備するものとする。

市町村は、防火水槽、貯水槽の整備、海水、河川水等の自然水利の活用、水泳プール、ため池等の指定消防水利等の活用により、消防水利の多様化と適正な配置に努めるとともに、林野火災用工作機器、可搬式消火機材等の消防用機械・資機材の整備促進に努めるものとする。

県及び市町村は、熱源探査を活用した効果的な延焼状況等の把握や消火活動のため、熱画像直視装置や無人航空機等の関連する資機材の整備を促進するものとする。

県は、ヘリコプターによる空中消火を積極的に推進するため、広域航空応援体制・活動拠点及び資機材の整備に努める。

県及び市町村は、消防団について、消防本部等と連携した実践的かつ効果的な訓練の充実や、悪条件下での情報伝達体制の強化、火災対応能力の向上に必要な資機材等の充実等を図るものとする。

県及び市町村は、水利が限られる山間地での消火活動の実施のため、自然水利の利用や消防用水の確保が可能な車両等、林野内への送水や放水を可能にする資機材の充実強化を図るとともに、建設業者等の所有車両の活用に向けて連携を強化するものとする。

第4 緊急輸送活動関係

県警察及び県、市町村は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について、災害時の道路交通管理体制の整備に努めるものとする。

県警察は、発災後において交通規制が実施された場合の車両の運転者の義務等について周知を図るものとする。

県警察は、広域的な交通管理体制の整備に努めるものとする。

第5 施設、設備の応急復旧活動関係

防災機関は、それぞれの所管する施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧活動を行うため、あらかじめ体制・資機材を整備するものとする。

第6 被災者等への的確な情報伝達活動関係

県及び市町村等は、発災後の経過に応じて被災者等に提供すべき情報について整理しておくものとする。

県及び市町村等は、住民等からの問い合わせ等に対応する体制についてあらかじめ計画しておくものとする。

第7 防災機関等の防災訓練の実施

消防機関は、様々な状況や広域応援も想定し、関係機関等と相互に連携を図り、より実践的な消火等の訓練を実施するものとする。

また、訓練を行うに当たっては、林野火災及び被害の想定を明らかにするとともに実施時間を工夫する等様々な条件を設定するなど実践的なものとなるよう工夫し、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うよう努める。

第4節 防災知識の普及等

林野火災の出火原因の大半が、たき火やタバコ等の不用意な火の取扱いによるものであり、県及び市町村は、広報活動や消火訓練等を通じて、林野周辺住民、入山者等の防災知識の普及、予防啓発等防火思想の徹底を図るものとする。

第2章 災害応急対策

第1節 発災直後の情報収集・連絡及び通信の確保

第1 災害情報の収集・連絡

1 林野火災発生直後の被害の第1次情報等の収集・連絡

市町村は、火災の発生状況、人的被害の状況及び林野被害状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた情報から直ちに県へ連絡するものとする。

県は、市町村等から情報を収集し、自らの被害規模に関する概括的な情報を把握した後、これらの情報を消防庁及び林野庁に報告するとともに必要に応じ関係省庁に連絡する。

警察本部は、被害に関する情報を把握し、これを警察庁に報告する。

2 一般被害情報等の収集・連絡

県は、被害の情報を収集し、これを必要に応じ消防庁及び関係省庁に連絡する。

3 応急対策活動情報の連絡

市町村は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

また、県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を市町村に連絡する。

防災機関は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に緊密な情報交換を行うものとする。

第2節 活動体制の確立

第1 防災機関の活動体制

1 県及び市町村の活動体制

県及び市町村は災害の状況に応じて速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるものとし、指揮体制の早期確立、速やかな応援要請、地上・空中消火の連携を基本とした災害対応等の実施のための備えを行うものとする。

県は、関係機関との調整等を含む消防活動全体の総合調整を行うものとし、消防防災航空隊及び自衛隊による迅速かつ効果的な空中消火を行うため、ヘリコプター機数、給水拠点、燃料補給方法などの調整を行うとともに、地上及び空中の消火活動の連携強化に努める。

2 四国森林管理局(徳島森林管理署)の活動体制

四国森林管理局(徳島森林管理署)は、災害対策の早急な実施を図るために必要があると認められるときは、森林管理局(森林管理署)に災害対策本部を設置し、情報の収集、伝達及び応急対策の実施について万全の措置を講ずるものとする。

四国森林管理局(徳島森林管理署)は、災害の状況に応じて、必要があると認めるときは、現地派遣班を編成して、被災地に職員を派遣するものとする。

3 林業関係事業者の活動体制

林業関係事業者は、消防機関、警察本部等との連携を図り、初期対応、情報連絡等の協力を努めるものとする。

第2 広域的な応援体制

- 1 県は、災害が広域に及び緊急の必要があり、市町村が消防相互応援の要請を行うことが困難な場合は、他の市町村長又は消防組合管理者に対し消防相互応援協定の実施、その他災害の防御に関し必要な指示をする。
- 2 市町村は、消防相互応援協定に基づく応援をもってしても対処できない場合には、県に対し応援を求めることとする。

県は、市町村から応援要請を求められたとき、又は火災が著しく拡大し、県内の市町村の消防力をもって対処できないと認めるときは、消防庁長官に対し緊急消防援助隊の出動及び「大規模特殊災害における広域航空消防応援実施要綱」に基づく応援要請等を行う。

第3 自衛隊災害派遣要請

知事等法令で定める者は、自衛隊の派遣要請の必要性を災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要があると認める場合は、要請を行うものとする。

第3節 消火活動

第1 消火活動

1 消防機関等による消火活動

消防機関等は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとし、火災防御に当たっては人命を第一とし、住家等への延焼防止を最優先に行うものとする。

消防機関は、速やかに火災の状況を把握するとともに、消防計画、林野火災防御図、飛び火警戒要領等の活用や、地上消火隊及び消防防災航空隊間の連携により、迅速かつ効果的な消火活動を行うものとする。また、活動終期にあつては、空中からの熱源探査並びに地上での警戒及び残火処理を徹底し、確実な鎮火を行うものとする。

消防機関は、消火活動の実施に当たり、滑落や落石、火煙に囲まれる危険性等の山間地特有の安全管理を周知徹底するものとする。

住民及び自主防災組織等は、発災後初期段階において、自発的に初期消火活動を行うとともに、消防機関に協力するよう努めるものとする。

県は、他の地方公共団体、自衛隊との連携を図りながら、ヘリコプターを積極的に活用し、林野火災の偵察及び空中消火を早期に実施するよう努める。

2 被災地以外の市町村による応援

被災地以外の市町村は、被災地の地方公共団体からの要請、相互応援協定等に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努めるものとする。

3 被害情報の収集

県は、他の地方公共団体、自衛隊との連携を図りながら、ヘリコプターを積極的に活用した被害情報の収集に努める。

消防機関は、無人航空機等を活用し、夜間を含めた被害状況の把握に努めるものとする。

第4節 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動

1 交通の確保・緊急輸送活動の基本方針

災害の拡大防止又は緊急輸送活動のため、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制、応急復旧、輸送活動を行うものとする。

2 交通の確保

県警察は、緊急輸送を確保するため、直ちに、一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとする。また、交通規制に当たって、県警察、道路管理者、徳島海上保安部等は、相互に密接な連絡をとるものとする。

第5節 施設、設備の応急復旧活動

県及び市町村等は、関係機関と連携して施設・設備の被害状況等を把握して、ライフライン及び公共施設等の応急復旧を速やかに行う。

第6節 被災者等への的確な情報伝達活動

第1 被災者への情報伝達活動

防災機関は、被災者のニーズを十分把握し、林野火災の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報及び交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。なお、その際、高齢者、障がい者、外国人等要配慮者に配慮した伝達を行うこととする。

防災機関は、情報の公表、広報活動の際、その内容について、相互に連絡をとりあうものとする。

第2 住民等への的確な情報の伝達

防災機関は、災害発生地住民等に対し、林野火災の状況、安否情報、施設等の復旧状況、義援物資の取扱い等、ニーズに応じた情報を積極的に伝達するものとする。

防災機関は、情報の公表、広報活動の際、その内容について、相互に通知し情報交換を行うものとする。

第3 住民等からの問い合わせに対する対応

防災機関は、必要に応じ、発災後速やかに関係者等からの問い合わせに対応する体制の整備に努めるものとする。

また、情報のニーズを見極め収集・整理を行うものとする。

第7節 二次災害の防止活動

県及び市町村等は、林野火災により流域が荒廃した地域の下流部においては、土石流等の二次災害が発生するおそれがあることについて十分留意して、二次災害の防止に努める。

第3章 災害復旧

防災機関は、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行い、又は支援するものとする。

第8部 原子力災害対策

【主な実施機関：県（知事戦略局、危機管理部、生活環境政策課、環境管理課、こども未来部、保健福祉部、経済産業政策課、農林水産部、県土整備政策課、水環境整備課、病院局、教育委員会、警察本部）、市町村、関西広域連合、原子力事業者（四国電力株式会社、関西電力株式会社、日本原子力発電株式会社、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構）】

原子力事業者の原子炉の運転等（加工、原子炉、貯蔵、再処理、廃棄、使用（保安規定を定める施設）、事業所外運搬（以下「運搬」という。））により放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外（運搬の場合は輸送容器外）へ放出されることによる原子力災害の発生及び拡大を防止し、原子力災害からの復旧を図るための必要な対策について、県がとるべき措置については、本計画によるものとする。

第1章 総則

第1節 計画の目的

本県には、「原子力災害対策指針」（以下「指針」という。）に規定された原子力施設は立地せず、また、県外に立地する原子力施設のうち、最も近距離にある伊方発電所までの直線距離も約百数十 km と、本県からは比較的離れた場所に立地している。しかしながら、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災に伴う東京電力株式会社福島第一原子力発電所（以下「福島第一原発」という。）の事故は、大量の放射性物質を放出し、緊急防護措置を準備する区域（いわゆる UPZ : Urgent Protective action planning Zone）の範囲を超えた住民に対しても、高濃度の放射能汚染により、住民が避難を余儀なくされたり、数百 km 離れた地方自治体の農林水産物から基準値を上回る放射性物質が検出されるなど、今までの想定を越える事態が発生した。

また、放射性物質及び放射線による影響は、いわゆる人間の「五感」には感じるできないなど、他の災害とは異なる特殊性を持つことを考慮すると、原子力発電所において事故が発生した場合、県民の心理的動揺、精神的負担など、県民生活に混乱をきたす事態も想定される。

本県においては、福島第一原発の事故発生に伴い、これまでに空間放射線量率のモニタリング強化や県産農林水産物等の放射性物質検査などの対応を実施してきたところであるが、本編においては、これらの災害対応を踏まえ、原子力事業者の原子炉の運転等により事故が発生した場合に備え、県が関係機関等と連携して実施すべき事前対策、応急対策及び中長期対策について必要な事項を定めることにより、県民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。

第2節 計画の性格

第1 本県の原子力災害対策の基本となる計画

この計画は、本県の原子力災害対策の基本となるものであり、国の防災基本計画原子力災害対策編及び原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という。）第6条の2第1項の規定に基づき定められた指針を踏まえるとともに、関西広域連合が策定する「関西防災・減災プラン（原子力災害対策編）」（以下「プラン対策編」という。）、原子力事業者の防災業務計画と整合するよう緊密に連携を図り

大規模事故等災害対策編

つつ策定する。

また、県や関係機関は、想定される全ての事象に対して対応できるよう対策を講じることとし、仮に不測の事態が発生した場合であっても、対処し得るよう体制を整備する。

第2 徳島県地域防災計画における他の災害対策との関係

この計画は、「徳島県地域防災計画」の「大規模事故等災害対策編」の「原子力災害対策」として定めるものであり、この計画に定めのない事項については、「徳島県地域防災計画（共通対策編）」に記載のある対策を参考に対処する。

第3 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第40条の規定に基づき、防災基本計画又は県の体制、組織等の見直し等により修正の必要があると認める場合にはこれを変更する。

第3節 本編の基礎とするべき災害の想定

第1 放射性物質又は放射線の放出形態

原子力発電所における放射性物質又は放射線の放出形態は、指針によれば次のように想定されている。

※原子力災害対策指針>①放射性物質又は放射線の放出> (i) 原子炉施設で想定される放出形態より抜粋

原子炉施設においては、多重の物理的防護壁が設けられているが、これらの防護壁が機能しない場合は、放射性物質が周辺環境に放出される。その際、大気へ放出の可能性がある放射性物質としては、気体状のクリプトンやキセノン等の放射性希ガス、揮発性の放射性ヨウ素、気体中に浮遊する微粒子（以下「エアロゾル」という。）等がある。これらは、気体状又は粒子状の物質を含んだ空気の一団（以下「プルーム」という。）となり、移動距離が長くなる場合は拡散により濃度は低くなる傾向があるものの、風下方向の広範囲に影響が及ぶ可能性がある。また、特に降雨雪がある場合には、地表に沈着し長期間とどまる可能性が高い。さらに、土壌やがれき等に付着する場合や冷却水に溶ける場合があり、それらの飛散や流出には特別な留意が必要である。

実際、平成23年3月に発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故においては、格納容器の一部の封じ込め機能の喪失、熔融炉心から発生した水素の爆発による原子炉建屋の損傷等の結果、放射性セシウム等の放射性物質が大量に大気環境に放出された。また、炉心冷却に用いた冷却水に多量の放射性物質が含まれて海に流出した。したがって、事故による放出形態は必ずしも単一的なものではなく、複合的であることを十分考慮する必要がある。

第2 この計画で対象とする原子力災害

この計画では、指針による放射性物質又は放射線の放出形態及び大規模な放射性物質の放出が広範囲に影響を及ぼした福島第一原発の事故に鑑み、特定の原子力発電所における原子力災害は想定せず、全国の原子力発電所における事故を想定する。

第2章 事前対策

この章では、原災法及び災害対策基本法に基づき実施する予防体制の整備及び原子力災害発生時の事前対策を中心に定めるものである。

第1節 情報の収集・連絡体制の整備

県は、原子力災害に対し万全を期すため、国、市町村、原子力事業者、関西広域連合、原子力施設が立地する地方自治体（以下「立地府県等」という。）その他の防災関係機関・団体との間において、原子力防災に関する情報の収集及び連絡を円滑に行うため、次に掲げる事項について体制等を整備する。

第1 情報の収集・連絡体制の整備

1 情報の収集・連絡体制の整備

県は、原子力災害に対し万全を期すため、国、市町村、原子力事業者、関西広域連合その他の防災関係機関・団体との間において情報収集・連絡体制を整備する。

その際、夜間・休日等の勤務時間外の対応や通信障害時なども考慮した代替となる連絡手段・連絡先も含む確実な情報収集・連絡体制を整備するよう努める。

2 原子力事業者との連携

(1) 四国電力株式会社との連携

県は、原子力施設における事故災害等の異常事態発生時に迅速・的確に対応できるよう、平時から四国電力株式会社徳島支店と緊密な情報交換や意見交換により連携を深めるとともに、緊急時には確実に情報収集が出来る連絡体制を整備する。

(2) 関西電力株式会社、日本原子力発電株式会社、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構との連携

県は、関西広域連合の構成府県として、関西電力株式会社、日本原子力発電株式会社、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構と情報連絡に関する覚書を締結し、原子力施設における事故災害等の異常事態発生時に迅速・的確に対応できるよう、平時から関西広域連合広域防災局を通じ緊密な情報交換により連携を深める。

第2節 原子力災害事前対策の整備

県は、原子力災害時の応急対策活動を効果的に行うため、以下に掲げる事項について、あらかじめ必要な体制を整備する。

第1 警戒態勢をとるために必要な体制等の整備

1 対応方針の整備

県は、警戒事態及び施設敷地緊急事態に県が実施すべき対策及び警戒態勢をとるための「原子力発電所災害対応方針」を整備する。

2 参集体制の整備

県は、警戒事態及び施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合、速やかに職員の参集、情報の収集・連絡が行えるよう、参集体制の整備を図る。

第2 モニタリング体制の整備

1 モニタリング体制の整備

県は、緊急時における原子力施設からの放射性物質又は放射線の放出による周辺環境への影響の評価に資する観点から、平時より環境放射線モニタリング（空間放射線量率、水道水、葉菜等の環境試料）を適切に実施する。

2 モニタリング設備・機器等の整備・維持

県は、平時又は緊急時における周辺環境への放射性物質又は放射線による影響を把握するため、環境放射線モニタリング設備・機器等を整備・維持する。

3 モニタリング結果の公表

県は、県ホームページ等の活用により、県民等に対し、県が実施するモニタリング検査の状況や検査結果に関する情報を公表する。

第3 飲食物の出荷制限、摂取制限等

県は、国の示す基準（運用上の介入レベル（以下「OIL」という。））に基づき、あらかじめ飲食物の出荷制限、摂取制限に関する体制を定めておくものとする。

第4 緊急時の保健医療体制の整備

県は、国、保健医療機関等と連携し、被ばくに関する専門的な健康相談窓口の設置や身体汚染検査及び除染の実施等が可能な緊急時の保健医療体制の整備を図る。

第3節 県外からの避難者の受入れ体制の整備（広域避難対策）

県は、原子力災害により、県境を越えて避難する者が発生した都道府県（以下「避難元都道府県」という。）からの避難者の受入れ要請に備え、あらかじめ必要な体制を整備する。

第1 避難所の確保

県は、市町村に対し、広域避難の受入れに使用できる避難所の確保に努めるよう働きかけるとともに、必要に応じ、市町村と連携し、施設管理者への協力要請を行う。

第2 二次避難先の検討

県は、避難の長期化が見込まれる場合に備え、二次避難先として、旅館・ホテル、公営住宅、民間賃貸住宅等の活用について備える。

第4節 住民等への的確な情報伝達体制の整備

第1 住民等への的確な情報伝達体制の整備

県は、市町村と連携し、警戒事態又は施設敷地緊急事態発生後の経過に応じて住民等に提供すべき情報や手段について、情報を受け取る媒体や受け取り方が千差万別であることも考慮しながら、災害対応のレベルや場所等に応じた情報伝達体制をあらかじめ整備する。

第2 複合災害を想定した情報伝達体制の整備

県は、地震や津波等との複合災害における情報伝達体制を確保するとともに、的確な情報を常に伝達できるよう、体制及び県防災行政無線等の装備の整備に努める。

第3 相談窓口の設置

県は、市町村と連携し、県民等からの問い合わせに対応する相談窓口の設置等について、あらかじめその方法、体制等について定めておくものとする。

第4 要配慮者等への情報伝達体制の整備

県は、原子力災害の特殊性にかんがみ、市町村と連携し、傷病者、入院患者、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦などの要配慮者及び一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、県民、自主防災組織等の協力を得ながら、平時よりこれらの者に対する情報伝達体制の整備に努めるものとする。

第5節 原子力防災に関する住民等に対する知識の普及と啓発

県は、原子力事業者と協力し、県民等に対し、原子力防災に関する知識の普及と啓発のため、次に掲げる事項について、広報活動の実施に努める。

また、防災知識の普及と啓発に際しては、要配慮者に十分に配慮することにより、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点へ十分に配慮するよう努めるものとする。

- ① 放射性物質及び放射線の特性に関すること
- ② 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- ③ 緊急時に県や国等が講じる対策の内容に関すること

第3章 緊急事態応急対策

この章では、原子力発電所における警戒事態及び施設敷地緊急事態の発生及び、原災法第15条に基づき原子力緊急事態宣言が発出された場合の本県の応急対策を定めるものであるが、これら以外の場合であっても、原子力防災上必要と認められるときは、本章に定める対策に準じて対応する。

第1節 情報の収集・連絡体制の整備

県は、原子力災害に対し万全を期すため、国、市町村、原子力事業者、関西広域連合その他の防災関係機関・団体との間において、原子力防災に関する情報の収集及び連絡を円滑に行うため、次に掲

大規模事故等災害対策編

げる事項について体制等を整備する。

第1 情報の収集・連絡体制の整備

1 四国電力株式会社からの連絡

四国電力株式会社徳島支店は、伊方発電所（愛媛県）において事故及び異常が発生した場合には、県に直ちに連絡する。

2 関西電力株式会社等との情報伝達体制

関西電力株式会社、日本原子力発電株式会社及び国立研究開発法人日本原子力研究開発機構は、高浜、大飯、美浜、敦賀各原子力発電所（福井県）、高速増殖炉研究開発センター（もんじゅ）（福井県）及び原子炉廃止措置研究開発センター（ふげん）（福井県）において事故及び異常が発生した場合には、プラン対策編により、関係機関に連絡する。

3 その他の原子力発電所等の事故及び異常発生時の情報収集体制

伊方発電所（愛媛県）、高浜、大飯、美浜、敦賀各原子力発電所（福井県）、高速増殖炉研究開発センター（もんじゅ）（福井県）及び原子炉廃止措置研究開発センター（ふげん）（福井県）以外の原子力発電所並びに原子力関係施設に関する事故及び異常発生の情報収集については、必要に応じ、立地府県等から情報収集する。

第2 災害情報等の伝達

1 市町村等関係機関への情報提供

県は、国、原子力事業者及び立地府県等から受けた通報・連絡事項を必要に応じ、直ちに市町村等関係機関へ連絡する。

第2節 緊急事態応急体制の確立

県は、原子力災害時の応急対策活動を効果的に行うため、以下に掲げる緊急事態応急体制に係る事項について、あらかじめ必要な体制を整備する。

第1 緊急事態応急体制の確立

1 事故対策のための警戒態勢

県は、警戒事態又は施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合や、報道等により原子力発電所における事故の発生を覚知した場合は、災害対策連絡本部会議等を招集・開催し、速やかに情報の収集・連絡体制の確立等必要な体制を確保するとともに、原子力事業者、関西広域連合等関係機関と緊密な連携を図る。

第2 緊急時モニタリングの実施

1 初動段階のモニタリングの強化

県は、原子力発電所において、警戒事態又は施設敷地緊急事態が発生した場合、周辺への環境を把握するため、平時のモニタリング（空間放射線量率、水道水、葉菜等の環境試料）を直ちに強化し、結果をとりまとめるものとする。

2 モニタリング結果の公表

県は、県ホームページ等の活用により、県民等に対し、県が実施する緊急時モニタリング結果を速やかに公表する。

第3 飲食物の出荷制限、摂取制限等

1 飲食物に係る放射性物質濃度の検査の実施

県は、O I Lの初期設定値に基づく国の指導・助言及び指示又は独自の判断により、飲食物に係る放射性物質濃度の検査を実施し、必要に応じ、検査対象品目を追加するなど、検査体制を強化する。

2 飲食物の出荷制限、摂取制限等の実施及び解除

県は、O I Lの初期設定値や食品衛生法上の基準値を踏まえた国の指導・助言及び指示に基づき、飲食物の出荷制限、摂取制限等の実施及び解除を行う。

3 検査結果の公表

県は、飲食物に係る放射性物質濃度の検査結果を、ホームページ等で速やかに住民等に公表する。

第4 緊急時の保健医療体制の確立

県は、国、保健医療機関等と連携し、被ばくに関する専門的な健康相談窓口を設置するとともに、身体汚染検査及び除染の実施等が可能な緊急時の保健医療体制を確立する。

第3節 住民等への的確な情報伝達活動

第1 県民等への情報伝達活動

県及び原子力事業者は、役割に応じて周辺住民のニーズを十分に把握し、原子力災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、農畜水産物の安全性の確認等、住民に役立つ情報を正確かつ理解しやすい内容で、利用可能な様々な手段を活用し、迅速かつ適切に提供する。

なお、その際、要配慮者及び一時滞在者等に配慮する。

第2 相談窓口の設置

県は、県民等からの相談、問い合わせに対し、迅速かつ円滑に対応するため、必要な分野において、相談窓口を設置する。

第3 市町村による周辺住民等への情報伝達活動

市町村は、同報無線や広報車、自主防災組織との連携等により、周辺住民等に対し、県に準じた広報活動を行う。

第4節 県外からの避難者の受入れ体制の整備（広域避難対策）

県は、原子力災害により、県境を越えて避難する者が発生した場合、避難元都道府県と連携し、必要に応じて次の対応を行う。

第1 広域避難の調整・受入れ

1 広域避難の受入れ

県は、県境を越える広域避難の受入れについて要請があった場合は、避難元都道府県と連携し、広域避難の受入れを実施する。

2 受入れ先の調整

県は、避難元都道府県からの広域避難の受入れについて要請があったときは、要請内容に基づき、市町村に受入れ可能人数・施設等を確認の上、受入れ計画を作成し、避難先市町村、避難元都道府県に連絡する。

3 避難所の開放・運営

県は、市町村に対し、広域避難の受入れが可能な避難所の開放を要請する。
なお、県は、広域避難の受入れを実施する市町村が実施する避難所の運営を支援する。

4 窓口の設置

県は、避難者を受け入れるに当たり、避難元都道府県との調整や避難者の登録、情報提供等を行う窓口を設置する。

第2 避難者の生活支援及び情報提供

1 避難者の生活支援

県は、避難者の多様なニーズを把握し、必要な支援に繋げるとともに、避難先の生活・医療・雇用情報等を取りまとめ、避難者に対し情報提供を行う。

また、新型インフルエンザ等感染症等の発生の公表が行われている期間において、原子力災害が発生した場合、住民等の被ばくによるリスクとウイルスの感染拡大によるリスクの双方から、国民の生命・健康を守ることを最優先とする。具体的には、避難又は一時移転を行う場合には、その過程又は避難先における感染拡大を防ぐため、避難所・避難車両等における感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。

2 避難者の情報提供

県は、避難者へ避難元都道府県や避難元市町村からの情報を提供するとともに、県及び市町村の避難者支援に関する情報を提供する。

第4章 中長期対策

この章では、原子力災害中長期対策を中心に示したものであるが、これら以外の場合であっても、原子力防災上必要と認められるときは、本章に定める対策に準じて対応する。

第1節 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表

県は、原子力緊急事態解除宣言後も、継続的に環境放射線モニタリングを行い、その結果を速やか

に公表する。その後、平時における環境放射線モニタリング体制に移行する。

第2節 各種制限措置の解除

県は、緊急時モニタリング等による地域の調査や国の指示・助言及び指示に基づき、原子力応急対策として実施された、飲食物の出荷制限、摂取制限等の制限措置を解除し、関係機関に伝達する。

第3節 住民等への的確な情報伝達活動

県は、県内の空間放射線量率が平時より高い場合は、相談窓口の運用を継続する。

なお、引き続き、住民のニーズを十分に把握し、原子力災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、農畜水産物の安全性の確認の状況等、住民に役に立つ情報を正確かつ理解しやすい内容で、利用可能な様々な手段を活用し、迅速かつ適切に提供する。

第4節 風評被害等の影響の軽減

県は、原子力災害による風評被害を未然に防止し、また、その影響を軽減するため、農林水産物等をはじめとする本県の地場産品等の検査を継続し、地場産品等の流通促進に向けて、迅速かつ的確な情報発信に努めるとともに、積極的な広報活動を展開する。

特に、農林水産物等については、放射性物質のモニタリング検査の方法及び検査結果、出荷制限・摂取制限等の情報発信に努めるものとする。

第5節 避難者の生活支援の継続と長期化への対応

県は、避難者の多様なニーズ、特に生活・医療・雇用情報等を把握し、必要な支援を継続する。

また、避難期間が長期に及ぶ場合の就労や住まいの確保等、避難者の生活支援について、避難先市町村、関係機関と連携し、必要な支援を行う。

【参考】 原子力災害用語解説等

あ行

アルファ線（ α 線）

放射線の一種で、陽子2個と中性子2個からなるヘリウムの原子核と同じ構造の粒子。物質を通り抜ける力は弱く、紙一枚程度で止めることができる。

アルファ線は人体外部で受けた場合、皮膚の表面で止まってしまうため、人体への影響はほとんどない。しかし体内にアルファ線を放出する放射性物質を摂取した場合、その物質が沈着した組織の細胞がアルファ線の全エネルギーを集中的に受けるため、内部被ばくで最も人体が受ける影響が大きい。

か行

ガンマ線（ γ 線）

原子核が崩壊するときに放出される電磁波。ガンマ線は物質を透過する力がアルファ線やベータ線に比べて強く、遮へいするには、厚い鉛板やコンクリート壁が必要である。

グレイ（Gy）

放射線のある物質に当たった場合、その物質が吸収した放射線のエネルギー量を表す単位で、吸収線量の単位に用いられる。

警戒事態

原子力事業所所在市町村及びその周辺において震度6弱以上の地震その他の自然災害が発生した場合又は原子力事業者等より報告された事象が原子力規制委員会において警戒事態に該当すると判断された場合をいう。

甲状腺の内部被ばく

経口摂取、吸入摂取、経皮摂取などにより、体内に入った放射性物質から放射線を受けること。被ばくは、放射性物質が体内に存在する限り続くが、放射線の強さは原子核が壊れることによる物理的な衰退と、身体の代謝による生物学的な減衰によって減少していく。

さ行

実効線量

組織ごとの影響の起こりやすさを考慮して、全身が均等に被ばくした場合と同一尺度で被ばくの影響を表す量。ある組織・臓器の等価線量に、臓器ごとの影響に対する放射線感受性の程度を考慮した組織荷重係数をかけて、各組織・臓器について足し合わせた量が用いられる。

$$\text{実効線量 (Sv)} = \sum (\text{等価線量 (Sv)} \times \text{組織荷重係数})$$

シーベルト（Sv）

人体が放射線を受けた時、その影響の程度を測るものさしとして使われる単位。放射線の種類やそのエネルギーによる影響の違いを放射線荷重係数として勘案した、臓器や組織についての「等価線量」、

大規模事故等災害対策編

人体の臓器や組織による放射線感受性の違いを組織荷重係数として勘案した、全身についての「実効線量」を示す単位となる。

全面緊急事態

原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、確定的影響を回避し、確率的影響のリスクを低減する観点から、迅速な防護措置を実施する必要がある段階をいう。

た行

等価線量

人の組織や臓器に対する放射線影響は放射線の種類やエネルギーによって異なるため、組織や臓器の受ける放射線量を補正したもの。吸収線量に人体への影響の程度を補正する係数である放射線荷重係数を乗じて得られる。

$$\text{等価線量 (Sv)} = \text{吸収線量 (Gy)} \times \text{放射線荷重係数}$$

中性子線

原子核を構成する素粒子の一つで、電荷を持たず、質量が水素の原子核（陽子）の質量とほぼ等しい。水や厚いコンクリートで止めることができる。ガンマ線のように透過力が強いので、人体の外部から中性子線を受けるとガンマ線の場合と同様に組織や臓器に影響を与える。

施設敷地緊急事態

原子力事業者より施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合その他施設敷地緊急事態に至ったと原子力規制委員会において判断された場合をいう。

は行

ベータ線（β線）

原子核が崩壊するときに原子核から飛び出す電子のこと。ベータ線の物質を透過する力はアルファ線より大きい、ガンマ線より小さく、厚さ数 mm のアルミニウムやプラスチックで止めることができる。

放射性物質

放射線を出す能力を放射能といい、放射能をもっている原子を含む物質を一般的に放射性物質という。放射性物質、放射線及び放射能の関係は、「電灯」が放射性物質に、電灯から出る「光線」が放射線に、そして電灯の「光を出す能力」と「その強さ（ワット数）」が放射能にあたる。

放射線

ウランなど、原子核が不安定で壊れやすい元素から放出される高速の粒子（アルファ線、ベータ線など）や高いエネルギーを持った電磁波（ガンマ線）、加速器などで人工的に作り出された X 線、電子線、中性子線、陽子線、重粒子線などのこと。

ま行

モニタリング

原子力施設内や周辺地域における放射線の線量あるいは放射性物質の濃度を測定・監視すること。放射性物質若しくは放射線の異常な放出又はそのおそれがある場合に実施する環境放射線モニタリングを緊急時モニタリングという。

英数字

EAL (Emergency Action Level : 緊急時活動レベル)

原子力施設において異常事象が発生した際の緊急事態を判断する基準をいう。緊急事態は施設の情報、放射線量等に基づき「警戒事態」、「施設敷地緊急事態」及び「全面緊急事態」の3つに区分され、異常事象がどの緊急事態区分に合致するか判断するための基準を設けている。

OIL (Operation Intervention Level : 運用上の介入レベル)

原子力施設において異常事象が発生した際、オフサイトの放射線量率等に基づき住民等の防護措置を実施する判断基準をいう。

UPZ (Urgent Protective action Planning Zone : 緊急防護措置を準備する区域)

実用発電用原子炉の施設において異常事象が発生した際、OIL 及び EAL に基づいて、住民等の緊急防護措置(避難、屋内退避、安定ヨウ素剤の服用等)が迅速に行えるように準備する区域をいう。実用発電用原子炉の場合、UPZ は施設からおおむね半径 30km の区域である。

徳島県地域防災計画

昭和38年7月	作成
昭和39年7月	修正
昭和40年9月	修正
昭和42年6月	修正
昭和43年7月	修正
昭和44年6月	修正
昭和45年8月	修正
昭和46年8月	修正
昭和47年7月	修正
昭和48年9月	修正
昭和51年2月	作成
昭和52年8月	作成
昭和53年8月	修正
昭和54年8月	修正
昭和55年8月	修正
昭和56年7月	修正
昭和57年8月	修正
昭和58年8月	修正
昭和59年6月	修正
昭和60年6月	修正
昭和61年7月	修正
昭和62年7月	修正
昭和63年7月	修正
平成元年6月	修正
平成2年7月	修正
平成3年7月	修正
平成4年7月	修正
平成5年7月	修正
平成6年7月	修正
平成10年2月	修正
平成11年5月	修正
平成13年5月	修正
平成16年9月	修正
平成18年2月	修正
平成24年6月	修正
平成25年10月	修正
平成26年8月	修正
平成27年12月	修正
平成29年1月	修正
平成29年10月	修正
平成31年1月	修正
令和元年12月	修正
令和2年10月	修正
令和3年12月	修正
令和5年1月	修正
令和6年1月	修正
令和8年3月	修正

発行 徳島県防災会議
(徳島市万代町1丁目1番地)

編集 徳島県危機管理部防災対策推進課